

第7章 介護サービス基盤の整備

1 サービス種類別事業費の推計

本計画期間及び令和22年度(2040)の介護サービス見込量については、新型コロナウイルス感染症流行によるサービス利用控えが第8期計画期間中に一時的に発生したものの、令和5年(2023)5月に5類感染症へ移行したことにより給付実績は計画値に戻りつつあることから、今後の高齢化率や要介護認定者数の推移、介護サービス利用者数・実績の増減及び今後の介護サービス基盤整備の方向性等を踏まえて推計しています。

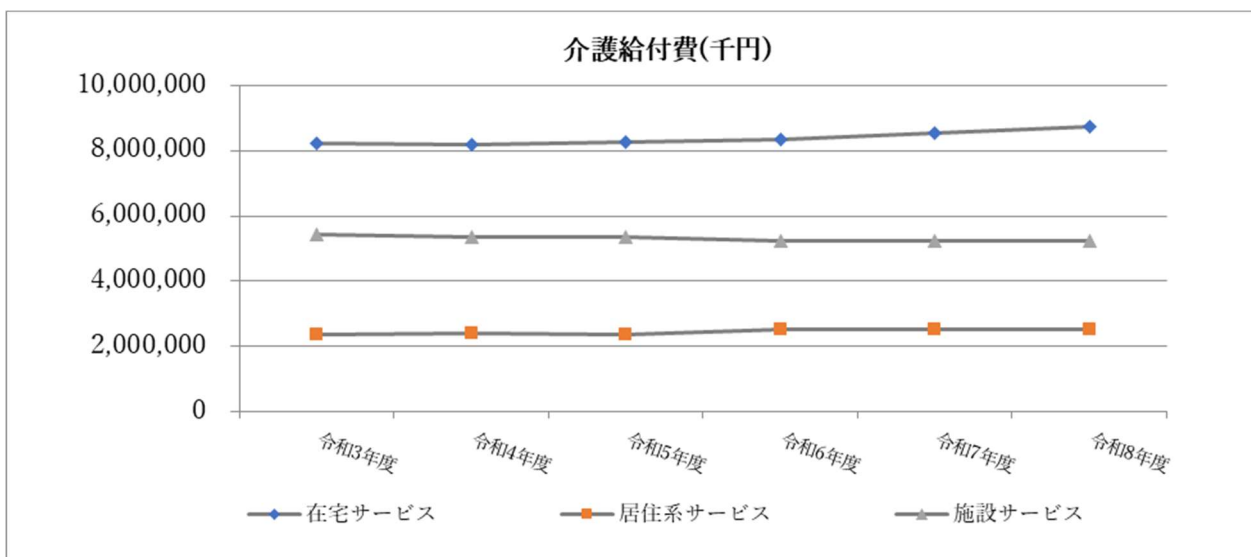
なお、施設サービス及び居住系サービスの利用者数は、介護サービスの基盤整備の状況及び稼働率並びに有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の整備状況等を加味して見込んでいます。

○介護(介護予防)サービス見込量

(単位：千円)

区 分		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和22年度 (2040)
介護サービス	在宅サービス	8,220,681	8,195,627	8,227,108	8,387,645	8,619,747	8,785,758	10,184,307
	居住系サービス	2,381,612	2,385,779	2,367,291	2,548,274	2,551,498	2,551,498	2,925,417
	施設サービス	5,418,439	5,335,835	5,390,303	5,526,384	5,533,378	5,533,378	6,603,413
	小計	16,020,732	15,917,241	15,984,702	16,462,303	16,704,623	16,870,634	19,713,137
介護予防サービス	在宅サービス	413,728	420,795	420,871	421,454	426,877	434,338	492,725
	居住系サービス	47,602	39,179	28,063	43,054	43,109	43,109	37,972
	小計	461,330	459,974	448,934	464,508	469,986	477,447	530,697
合計		16,482,062	16,377,215	16,433,636	16,926,811	17,174,609	17,348,081	20,243,834

※居住系サービス：特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護



(1) 居宅サービス（介護予防サービスを含む）

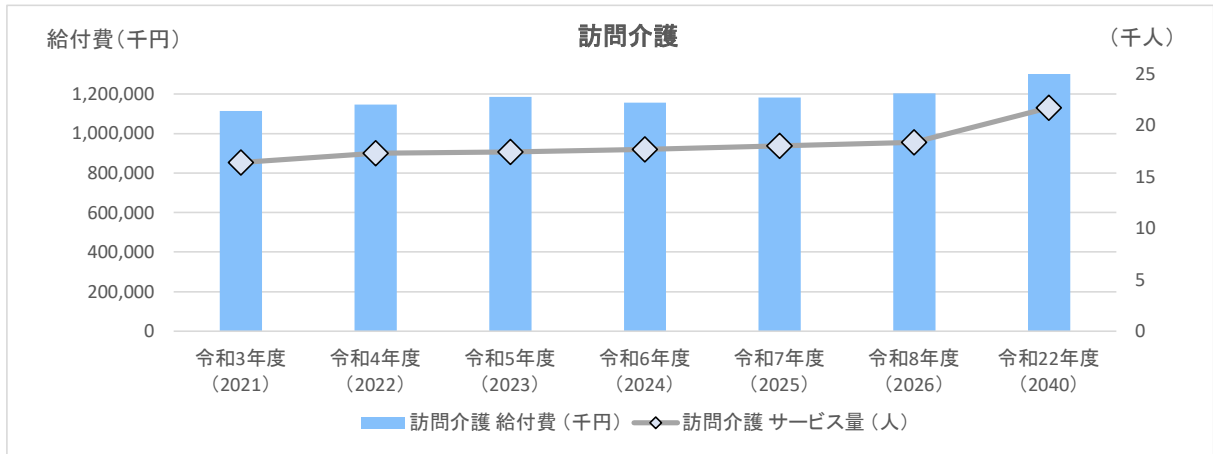
① 訪問介護（ホームヘルプサービス）

訪問介護員（ホームヘルパー）が利用者の居宅を訪問し、入浴・排せつ・食事等の介護、調理・洗濯・掃除等の家事に関する日常生活の世話をを行います。

○訪問介護の給付費及びサービス量の推計

（年間）

区 分	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和22年度 (2040)
訪問介護 給付費 (千円)	1,113,506	1,146,057	1,185,339	1,156,070	1,183,170	1,203,778	1,429,231
訪問介護 サービス量 (人)	16,412	17,309	17,448	17,676	18,024	18,372	21,744



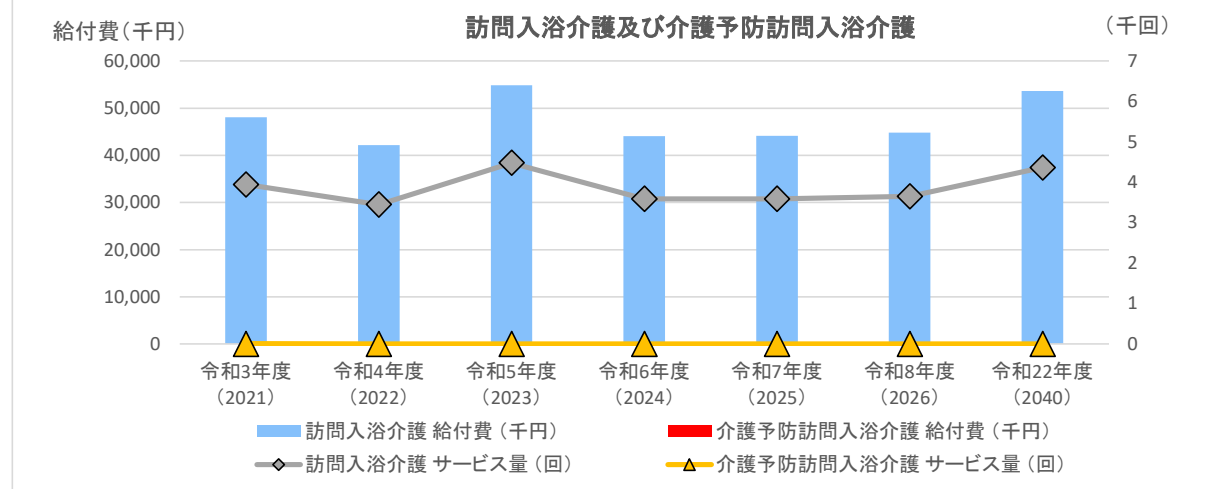
② 訪問入浴

介護職員・看護職員が利用者の居宅を訪問し、浴槽を提供して入浴の介護を行います。

○訪問入浴介護、介護予防訪問入浴介護の給付費及びサービス量の推計

（年間）

区 分	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和22年度 (2040)
訪問入浴介護 給付費 (千円)	48,024	42,142	54,833	44,031	44,086	44,789	53,630
介護予防訪問入浴介護 給付費 (千円)	10	0	0	0	0	0	0
訪問入浴介護 サービス量 (回)	3,940	3,447	4,476	3,589	3,589	3,648	4,367
介護予防訪問入浴介護 サービス量 (回)	1	0	0	0	0	0	0
合計 給付費 (千円)	48,034	42,142	54,833	44,031	44,086	44,789	53,630
合計 サービス量 (回)	3,941	3,447	4,476	3,589	3,589	3,648	4,367



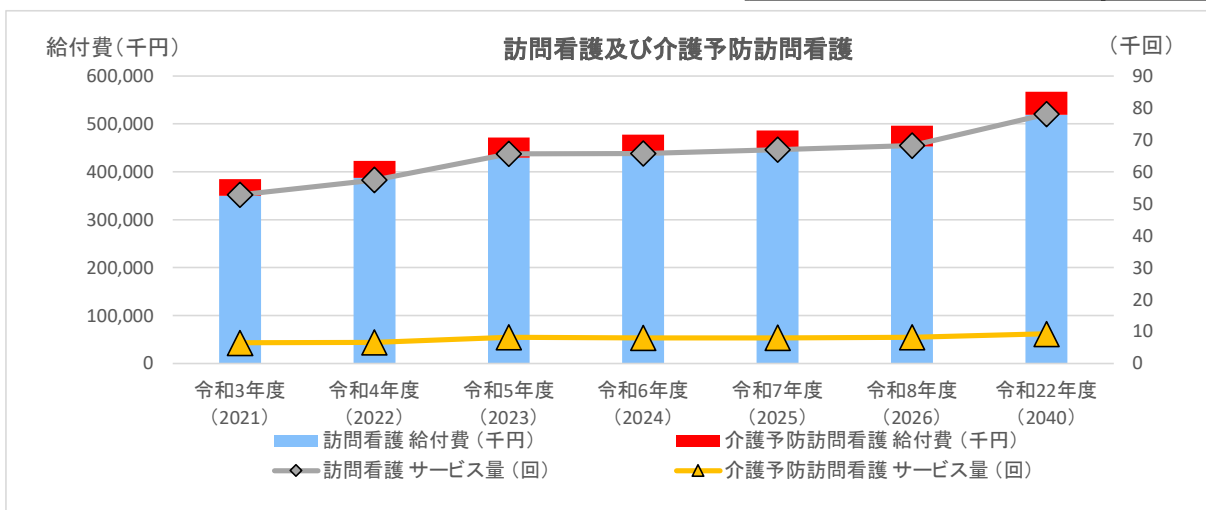
③ 訪問看護

看護師等が居宅を訪問して、主治医の指示に基づき療養上の世話や必要な診療の補助を行います。

○訪問看護、介護予防訪問看護の給付費及びサービス量の推計

(年間)

区 分		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和22年度 (2040)
訪問看護	給付費 (千円)	350,267	387,781	429,648	436,297	444,725	453,244	518,756
介護予防訪問看護	給付費 (千円)	34,693	34,934	42,020	41,471	41,764	42,692	48,260
訪問看護	サービス量 (回)	52,765	57,495	65,688	65,729	66,900	68,171	78,082
介護予防訪問看護	サービス量 (回)	6,447	6,553	8,196	7,970	8,018	8,196	9,262
合計	給付費 (千円)	384,961	422,715	471,668	477,768	486,489	495,936	567,016
合計	サービス量 (回)	59,212	64,048	73,884	73,699	74,918	76,367	87,344



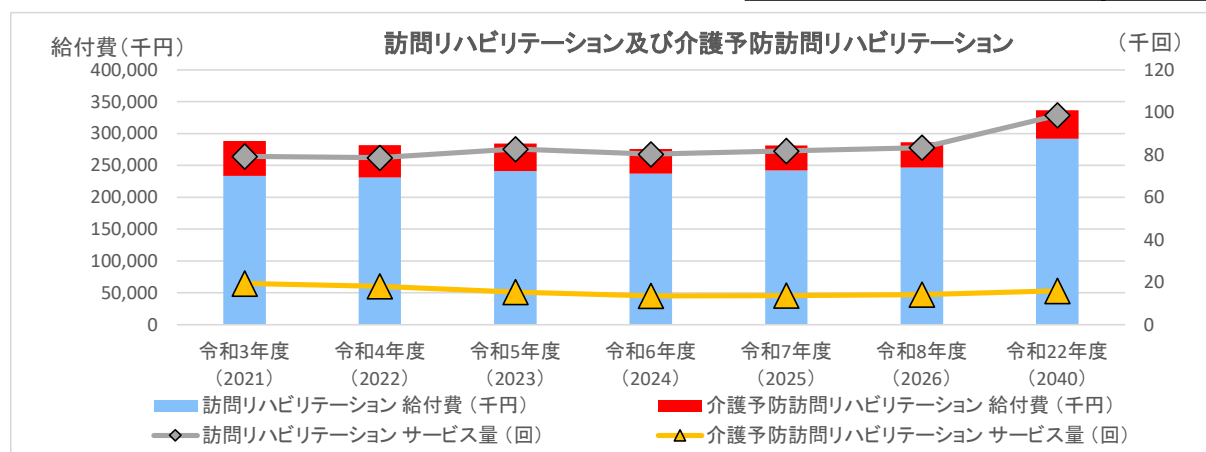
④ 訪問リハビリテーション

リハビリテーション専門職が居宅を訪問し、主治医の指示に基づき必要なリハビリを行います。

○訪問リハビリテーション、介護予防訪問リハビリテーションの給付費及びサービス量の推計

(年間)

区 分		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和22年度 (2040)
訪問リハビリテーション	給付費 (千円)	233,529	231,147	241,289	237,405	242,261	246,770	291,967
介護予防訪問リハビリテーション	給付費 (千円)	55,014	50,732	42,849	38,220	38,825	39,692	44,957
訪問リハビリテーション	サービス量 (回)	79,295	78,664	82,740	80,280	81,815	83,338	98,610
介護予防訪問リハビリテーション	サービス量 (回)	19,437	18,181	15,480	13,615	13,813	14,122	15,995
合計	給付費 (千円)	288,543	281,880	284,138	275,625	281,086	286,462	336,924
合計	サービス量 (回)	98,732	96,845	98,220	93,895	95,628	97,459	114,605



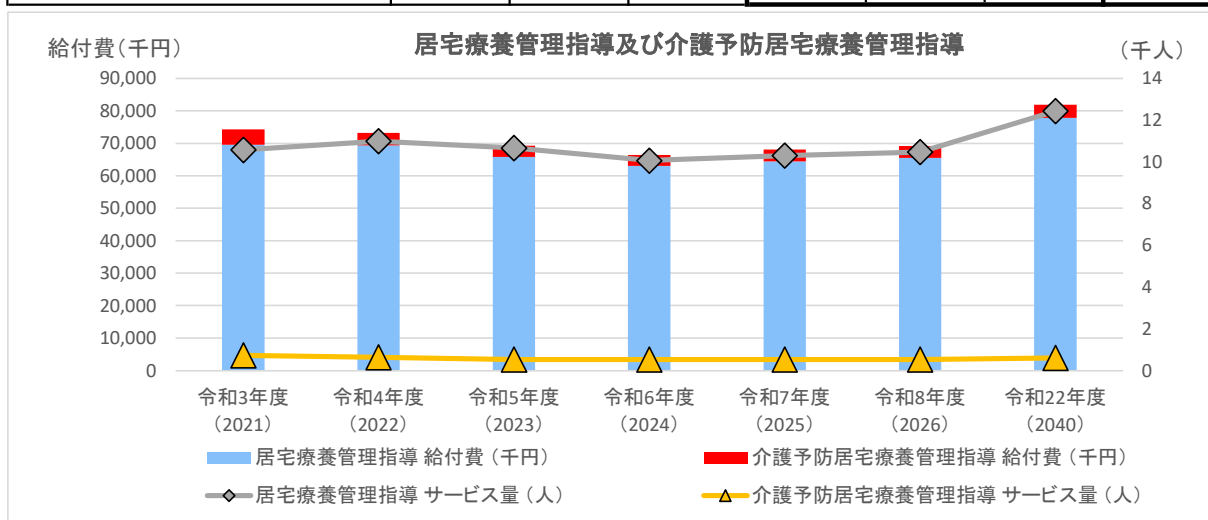
⑤ 居宅療養管理指導

医師・歯科医師等が居宅を訪問し療養上の管理指導を行うほか、薬剤師・歯科衛生士等が医師の指示に基づき専門的な管理・指導を行います。

○居宅療養管理指導、介護予防居宅療養管理指導の給付費及びサービス量の推計

(年間)

区 分	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和22年度 (2040)
居宅療養管理指導 給付費 (千円)	69,580	69,404	65,794	62,978	64,471	65,520	77,832
介護予防居宅療養管理指導 給付費 (千円)	4,716	3,845	3,520	3,491	3,577	3,577	4,051
居宅療養管理指導 サービス量 (人)	10,574	10,993	10,668	10,068	10,296	10,464	12,432
介護予防居宅療養管理指導 サービス量 (人)	732	643	540	528	540	540	612
合計 給付費 (千円)	74,296	73,249	69,314	66,469	68,048	69,097	81,883
合計 サービス量 (人)	11,306	11,636	11,208	10,596	10,836	11,004	13,044



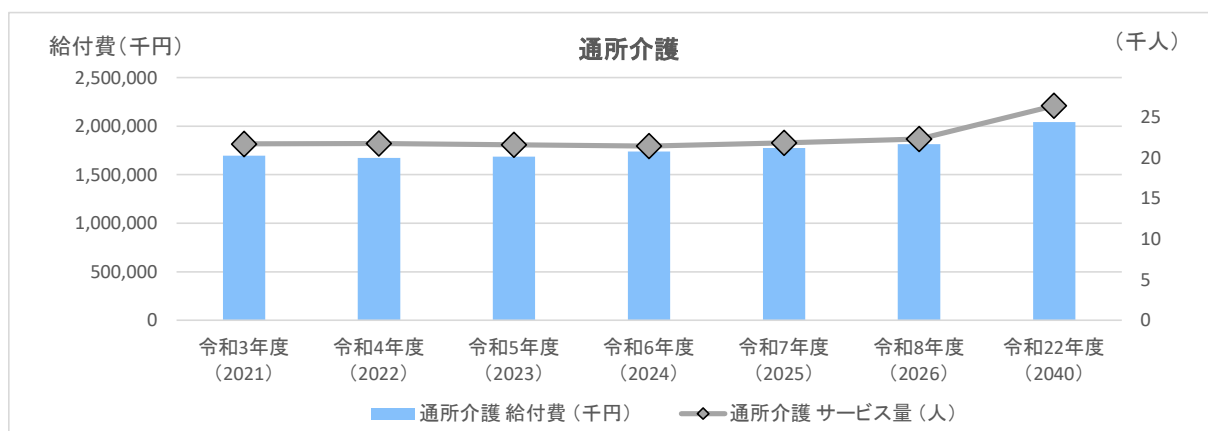
⑥ 通所介護(デイサービス)

デイサービス事業所で通所により入浴・食事等の介護、健康状態の確認と機能訓練を行います。

○通所介護の給付費及びサービス量の推計

(年間)

区 分	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和22年度 (2040)
通所介護 給付費 (千円)	1,696,012	1,671,068	1,684,904	1,738,448	1,775,191	1,813,437	2,042,423
通所介護 サービス量 (人)	21,824	21,907	21,732	21,576	21,984	22,452	26,556



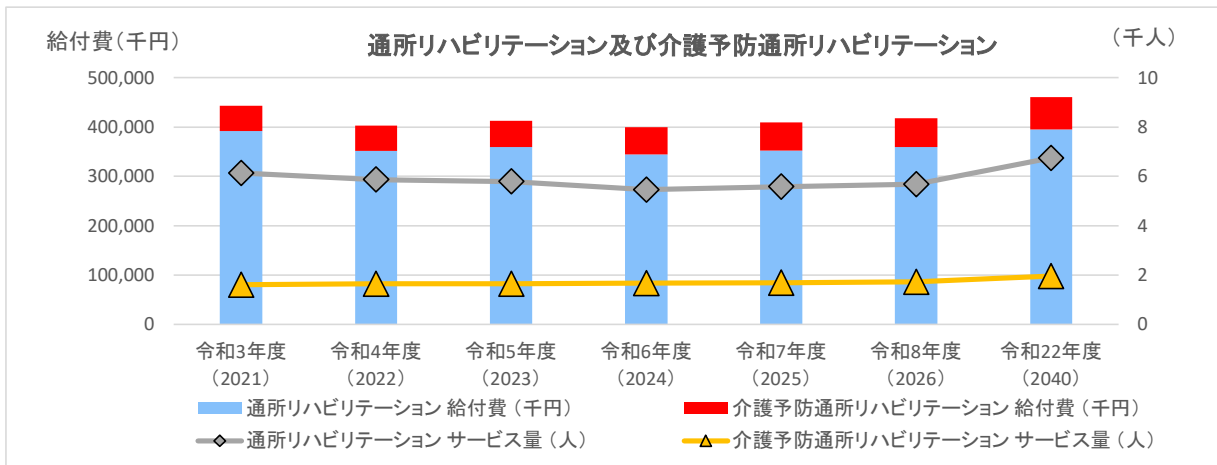
⑦ 通所リハビリテーション

介護老人保健施設や病院への通いにより、主治医の指示に基づきリハビリテーションを行います。

○通所リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーションの給付費及びサービス量の推計

(年間)

区 分	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和22年度 (2040)
通所リハビリテーション 給付費 (千円)	391,507	351,296	359,167	344,070	352,668	359,635	394,845
介護予防通所リハビリテーション 給付費 (千円)	51,328	51,725	53,613	55,813	56,640	57,889	65,646
通所リハビリテーション サービス量 (人)	6,138	5,874	5,796	5,460	5,580	5,688	6,744
介護予防通所リハビリテーション サービス量 (人)	1,603	1,641	1,644	1,668	1,692	1,728	1,956
合計 給付費 (千円)	442,835	403,021	412,780	399,883	409,308	417,524	460,491
合計 サービス量 (人)	7,741	7,515	7,440	7,128	7,272	7,416	8,700



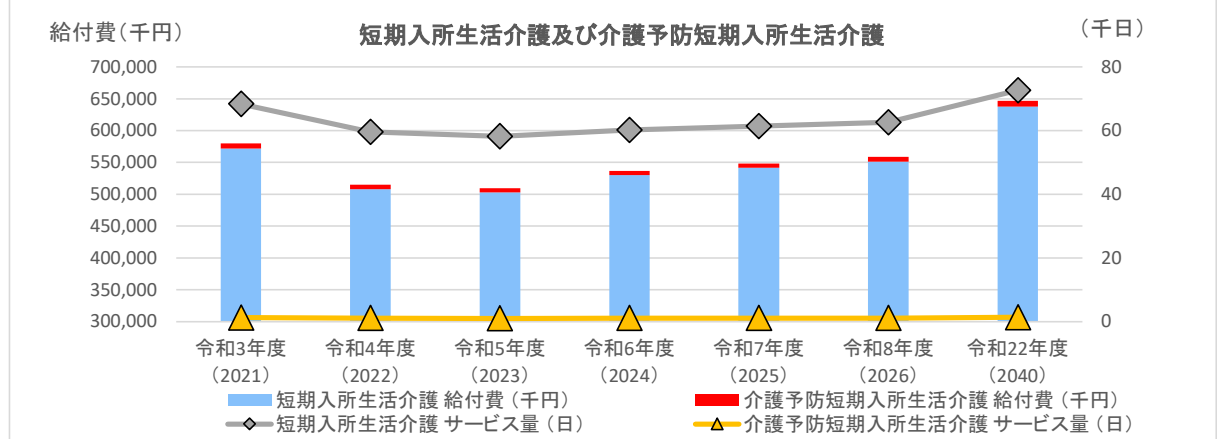
⑧ 短期入所生活介護(ショートステイ)

特別養護老人ホーム等への短期間の入所により、入浴・食事等の介護、その他日常生活上の世話と機能訓練を行います。

○短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護の給付費及びサービス量の推計

(年間)

区 分	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和22年度 (2040)
短期入所生活介護 給付費 (千円)	571,833	507,939	502,997	529,892	541,461	551,348	637,796
介護予防短期入所生活介護 給付費 (千円)	8,105	6,974	6,577	7,001	7,010	7,430	8,657
短期入所生活介護 サービス量 (日)	68,358	59,569	58,231	60,164	61,409	62,554	72,648
介護予防短期入所生活介護 サービス量 (日)	1,276	1,108	1,008	1,104	1,104	1,166	1,356
合計 給付費 (千円)	579,938	514,912	509,574	536,893	548,471	558,778	646,453
合計 サービス量 (日)	69,634	60,677	59,239	61,268	62,513	63,720	74,004



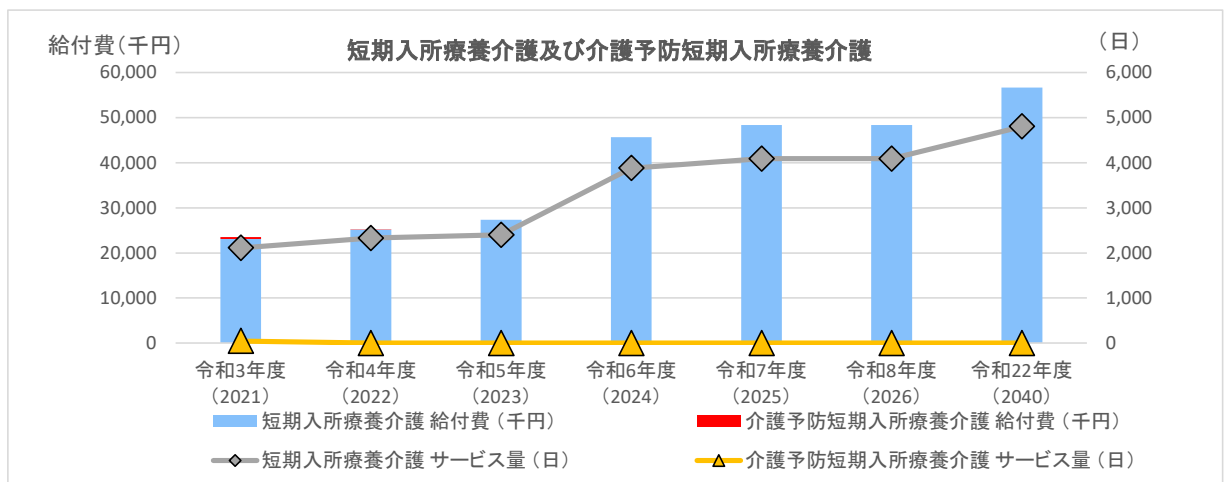
⑨ 短期入所療養介護(ショートステイ)

介護老人保健施設等への短期間の入所により、看護・医学的管理の下に介護、機能訓練その他必要な医療と日常生活上の世話をを行います。

○短期入所療養介護、介護予防短期入所療養介護の給付費及びサービス量の推計

(年間)

区 分	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和22年度 (2040)
短期入所療養介護 給付費 (千円)	23,140	25,159	27,327	45,668	48,355	48,355	56,661
介護予防短期入所療養介護 給付費 (千円)	407	40	0	0	0	0	0
短期入所療養介護 サービス量 (日)	2,113	2,330	2,400	3,877	4,091	4,091	4,800
介護予防短期入所療養介護 サービス量 (日)	48	1	0	0	0	0	0
合計 給付費 (千円)	23,547	25,199	27,327	45,668	48,355	48,355	56,661
合計 サービス量 (日)	2,161	2,331	2,400	3,877	4,091	4,091	4,800



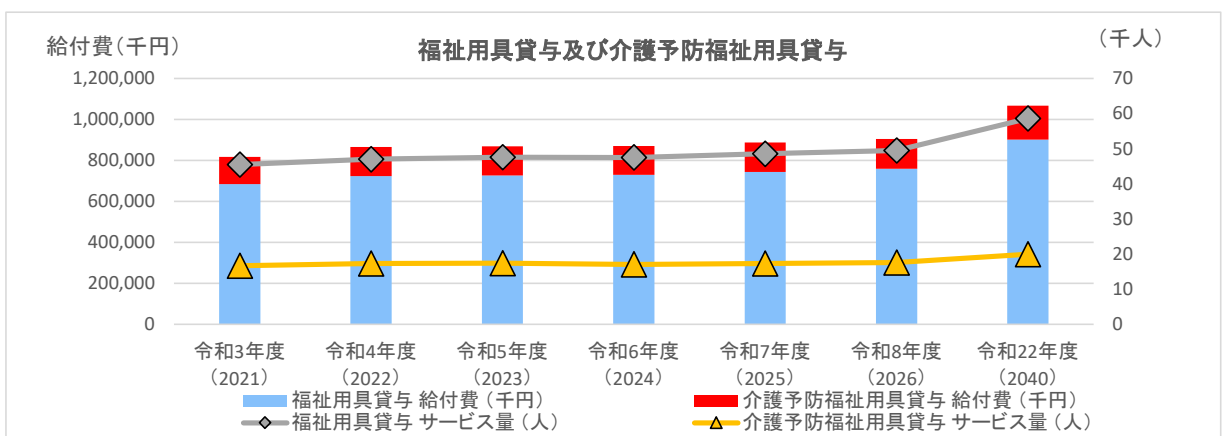
⑩ 福祉用具貸与

車いす・特殊寝台・歩行器等の福祉用具のレンタルを行います。

○福祉用具貸与、介護予防福祉用具貸与の給付費及びサービス量の推計

(年間)

区 分	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和22年度 (2040)
福祉用具貸与 給付費 (千円)	684,996	722,572	725,790	729,165	744,639	759,149	900,915
介護予防福祉用具貸与 給付費 (千円)	132,233	141,930	143,725	141,565	143,424	145,757	165,374
福祉用具貸与 サービス量 (人)	45,475	46,956	47,592	47,556	48,504	49,476	58,584
介護予防福祉用具貸与 サービス量 (人)	16,683	17,334	17,388	17,124	17,364	17,640	19,992
合計 給付費 (千円)	817,229	864,502	869,515	870,730	888,063	904,906	1,066,289
合計 サービス量 (人)	62,158	64,290	64,980	64,680	65,868	67,116	78,576



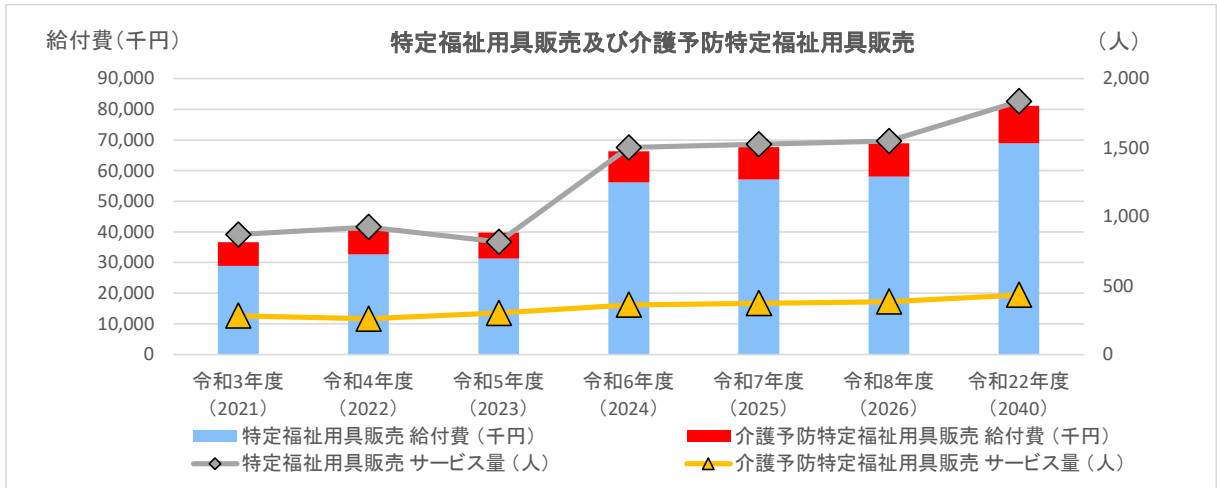
⑪ 特定福祉用具販売

入浴や排せつなどに用いる特定の福祉用具を購入した場合、その費用の一部を支給します。

○特定福祉用具販売、介護予防特定福祉用具販売の給付費及びサービス量の推計

(年間)

区 分	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和22年度 (2040)
特定福祉用具販売 給付費 (千円)	28,866	32,692	31,250	56,128	57,121	58,002	68,901
介護予防特定福祉用具販売 給付費 (千円)	7,727	7,806	8,550	10,216	10,563	10,901	12,263
特定福祉用具販売 サービス量 (人)	869	924	816	1,500	1,524	1,548	1,836
介護予防特定福祉用具販売 サービス量 (人)	280	259	300	360	372	384	432
合計 給付費 (千円)	36,593	40,499	39,800	66,344	67,684	68,903	81,164
合計 サービス量 (人)	1,149	1,183	1,116	1,860	1,896	1,932	2,268



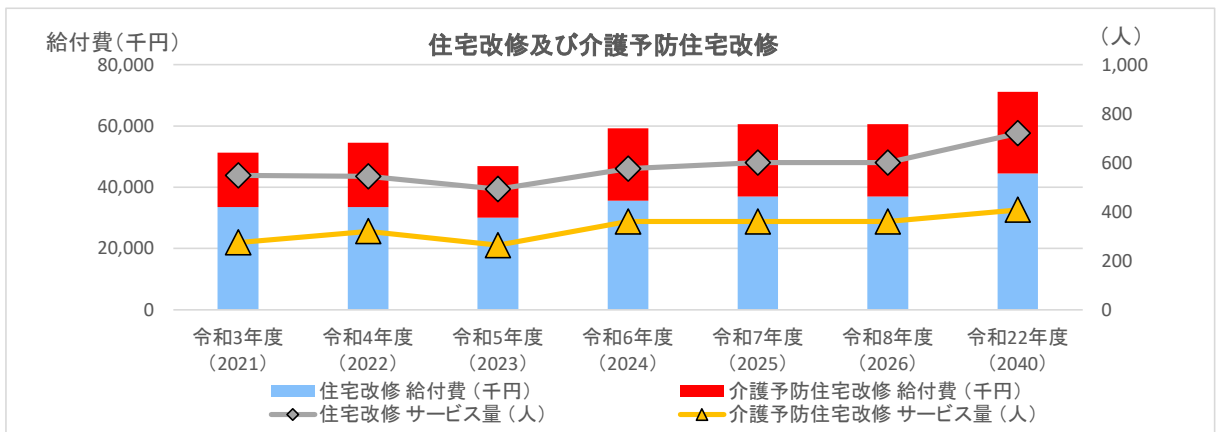
⑫ 住宅改修

手すりの取り付け、段差解消、滑りの防止等の住宅改修を行った場合に、改修費用の一部を支給します。

○住宅改修、介護予防住宅改修の給付費及びサービス量の推計

(年間)

区 分	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和22年度 (2040)
住宅改修 給付費 (千円)	33,494	33,560	30,075	35,563	37,035	37,035	44,460
介護予防住宅改修 給付費 (千円)	17,796	20,887	16,851	23,604	23,604	23,604	26,751
住宅改修 サービス量 (人)	548	545	492	576	600	600	720
介護予防住宅改修 サービス量 (人)	275	320	264	360	360	360	408
合計 給付費 (千円)	51,290	54,447	46,926	59,167	60,639	60,639	71,211
合計 サービス量 (人)	823	865	756	936	960	960	1,128



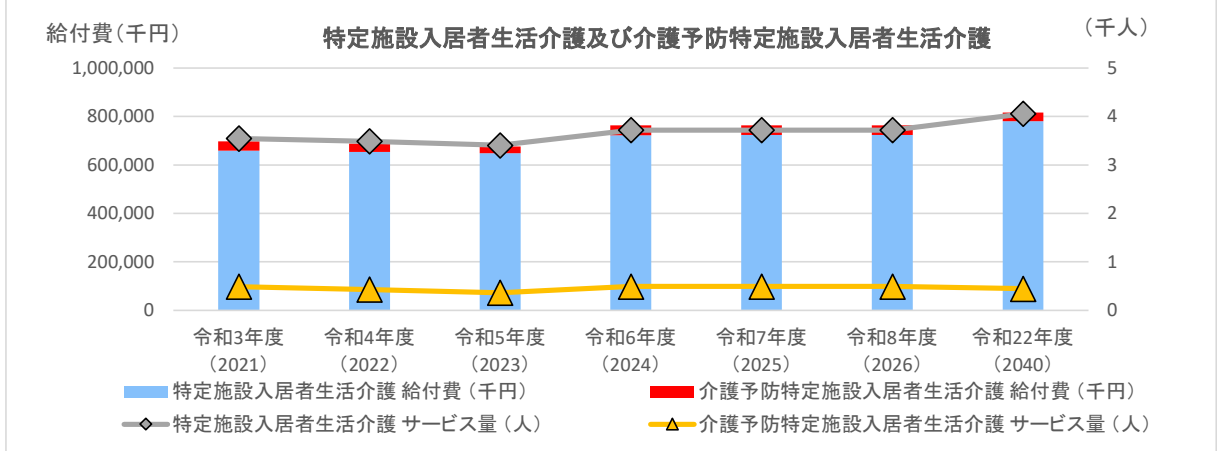
⑬ 特定施設入居者生活介護

有料老人ホーム等に入居している要介護者に、入浴・排せつ・食事等の介護、その他の日常生活上の世話等や機能訓練を行います。

○特定施設入居者生活介護、介護予防特定施設入居者生活介護の給付費及びサービス量の推計

(年間)

区 分		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和22年度 (2040)
特定施設入居者生活介護	給付費 (千円)	659,486	653,728	648,989	723,210	724,125	724,125	780,827
介護予防特定施設入居者生活介護	給付費 (千円)	37,995	33,697	28,063	40,007	40,058	40,058	34,921
特定施設入居者生活介護	サービス量 (人)	3,546	3,490	3,408	3,720	3,720	3,720	4,056
介護予防特定施設入居者生活介護	サービス量 (人)	490	431	360	492	492	492	444
合計	給付費 (千円)	697,481	687,425	677,052	763,217	764,183	764,183	815,748
合計	サービス量 (人)	4,036	3,921	3,768	4,212	4,212	4,212	4,500
合計	定員 (床)	583	583	583	583	583	583	583



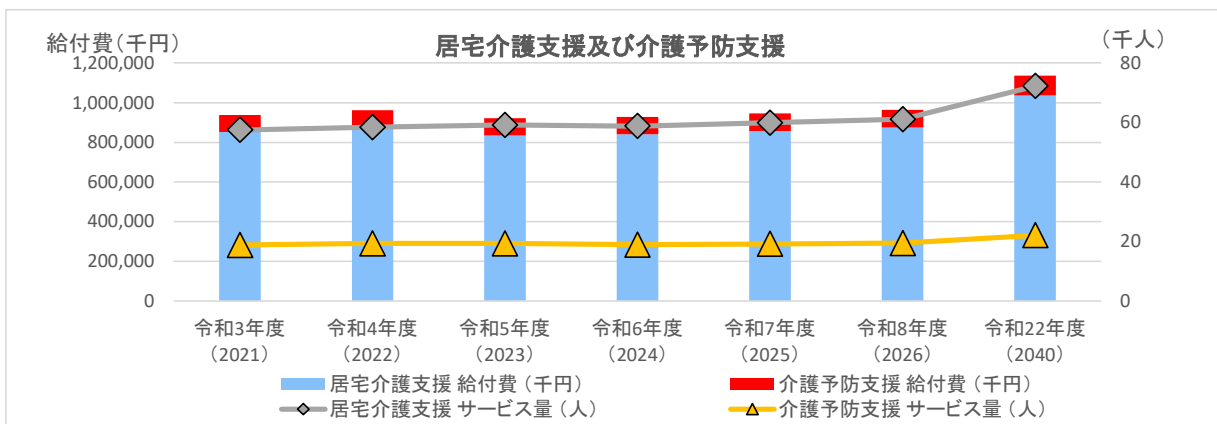
⑭ 居宅介護支援 (介護予防支援を含む)

居宅介護支援事業所のケアマネジャーが介護サービスのケアプランを作成し、サービス事業者等との連絡調整や施設の紹介等を行います。

○居宅介護支援、介護予防支援の給付費及びサービス量の推計

(年間)

区 分		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和22年度 (2040)
居宅介護支援	給付費 (千円)	851,953	873,606	833,240	840,886	857,663	874,742	1,035,583
介護予防支援	給付費 (千円)	85,334	87,662	87,808	87,061	88,442	89,768	101,764
居宅介護支援	サービス量 (人)	57,492	58,414	59,100	58,800	59,892	61,104	72,240
介護予防支援	サービス量 (人)	18,832	19,368	19,356	18,924	19,200	19,488	22,092
合計	給付費 (千円)	937,287	961,268	921,048	927,947	946,105	964,510	1,137,347
合計	サービス量 (人)	76,324	77,782	78,456	77,724	79,092	80,592	94,332



(2) 地域密着型サービス（介護予防サービスを含む）

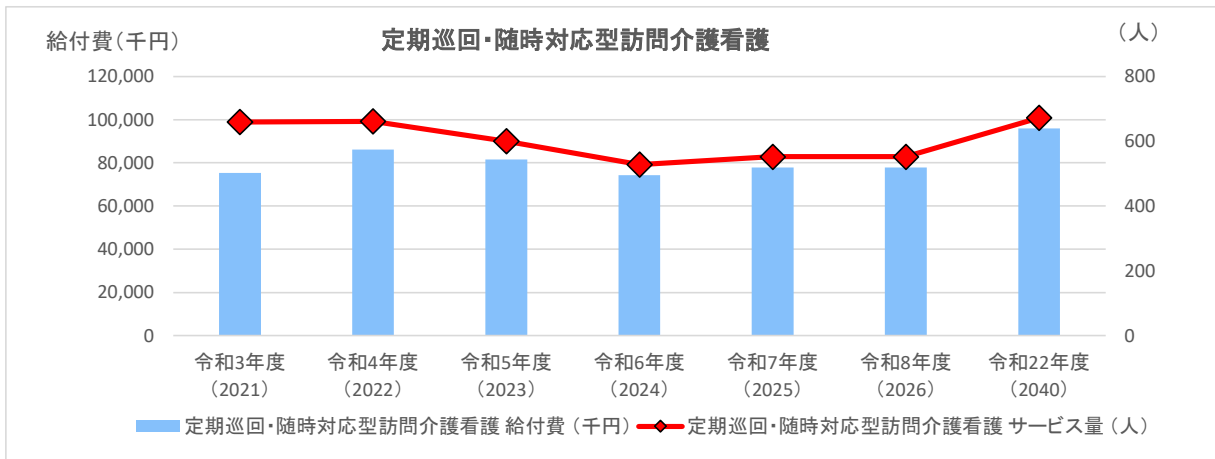
① 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

- ・日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護が連携しながら、定期的な巡回訪問と随時の対応を行います。
- ・本計画整備分（1事業所）の増加を見込みます。

○定期巡回・随時対応型訪問介護看護の給付費及びサービス量の推計

（年間）

区 分	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和22年度 (2040)
定期巡回・随時対応型訪問介護看護 給付費 (千円)	75,322	86,131	81,581	74,297	77,808	77,808	95,997
定期巡回・随時対応型訪問介護看護 サービス量 (人)	660	661	600	528	552	552	672



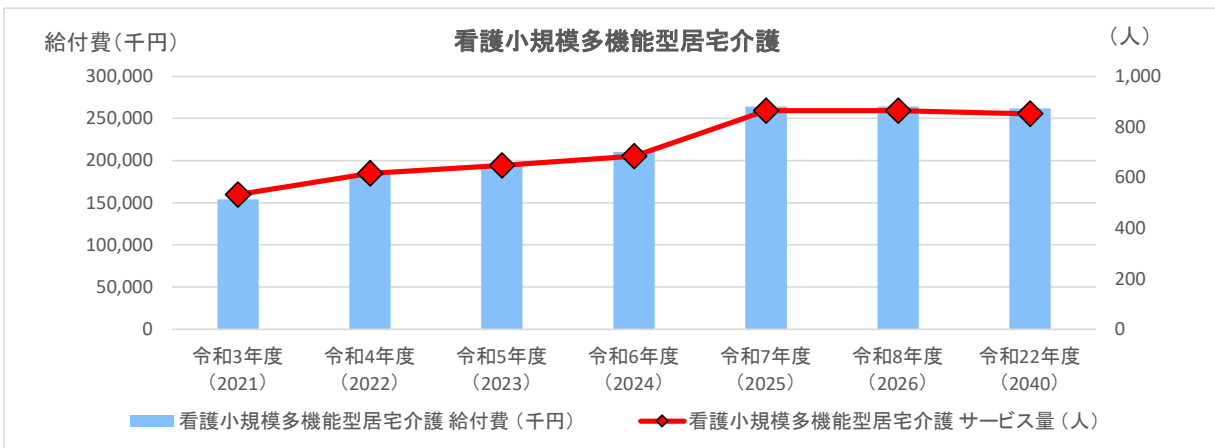
② 看護小規模多機能型居宅介護

- ・医療ニーズが高い要介護者に対して、小規模多機能型居宅介護のサービスに加えて、訪問看護のサービスを提供します。
- ・本計画整備分（1事業所）の増加を見込みます。

○看護小規模多機能型居宅介護の給付費及びサービス量の推計

（年間）

区 分	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和22年度 (2040)
看護小規模多機能型居宅介護 給付費 (千円)	153,803	184,081	194,380	210,422	264,289	264,289	262,140
看護小規模多機能型居宅介護 サービス量 (人)	533	616	648	684	864	864	852



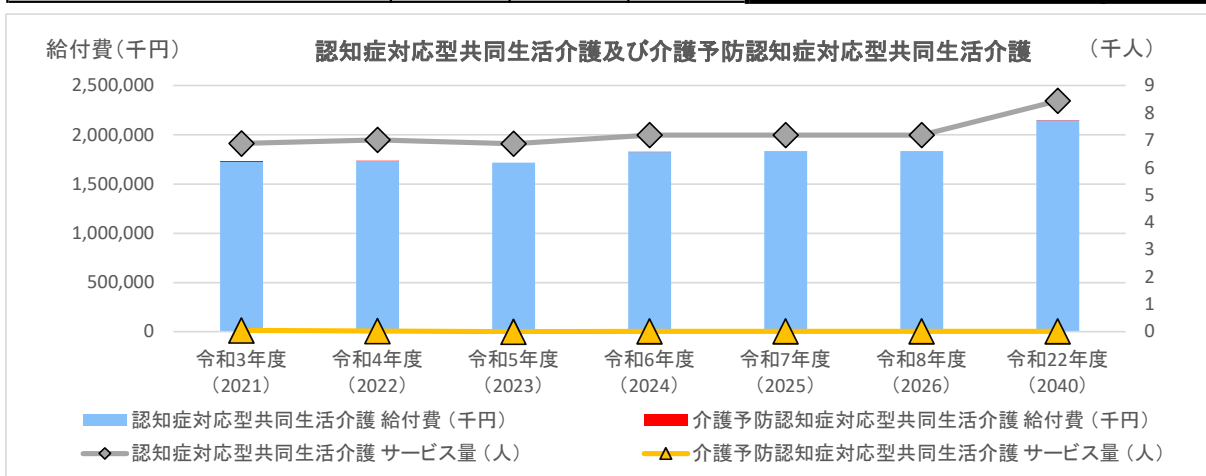
③ 認知症対応型共同生活介護(グループホーム)

・認知症の人を対象とした、1ユニット9人の家庭的な雰囲気の入居施設です。

○認知症対応型共同生活介護、介護予防認知症対応型共同生活介護の給付費及びサービス量の推計

(年間)

区 分		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和22年度 (2040)
認知症対応型共同生活介護	給付費 (千円)	1,722,126	1,732,052	1,718,302	1,825,064	1,827,373	1,827,373	2,144,590
介護予防認知症対応型共同生活介護	給付費 (千円)	9,607	5,482	0	3,047	3,051	3,051	3,051
認知症対応型共同生活介護	サービス量 (人)	6,877	7,009	6,864	7,188	7,188	7,188	8,436
介護予防認知症対応型共同生活介護	サービス量 (人)	48	24	0	12	12	12	12
合計	給付費 (千円)	1,731,733	1,737,533	1,718,302	1,828,111	1,830,424	1,830,424	2,147,641
合計	サービス量 (人)	6,925	7,033	6,864	7,200	7,200	7,200	8,448
合計	定員 (床)	612	630	630	630	630	630	630



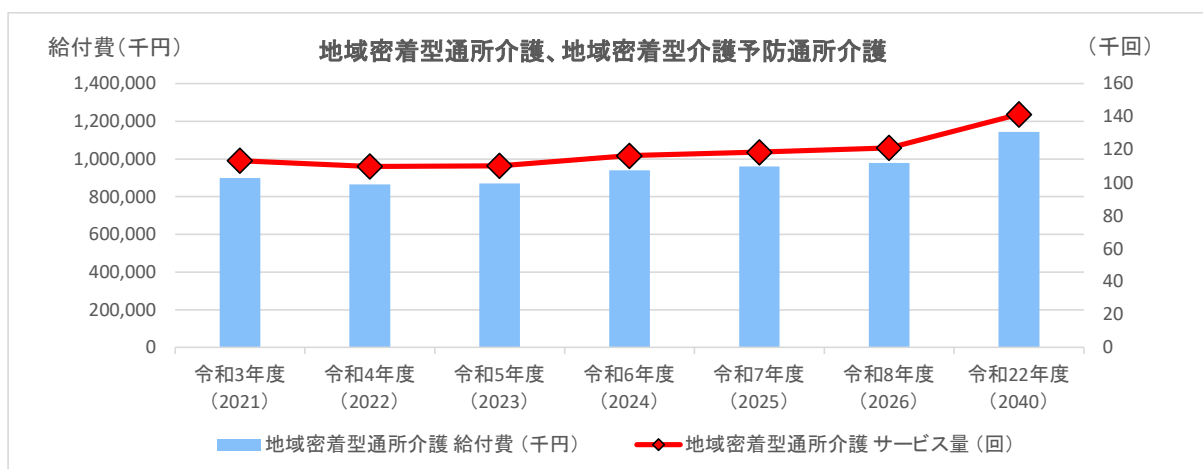
④ 地域密着型通所介護(地域密着型デイサービス)

定員18人以下のデイサービスです。

○地域密着型通所介護、地域密着型介護予防通所介護の給付費及びサービス量の推計

(年間)

区 分		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和22年度 (2040)
地域密着型通所介護	給付費 (千円)	898,456	866,033	869,901	939,352	959,796	980,198	1,144,476
地域密着型通所介護	サービス量 (回)	113,189	109,757	110,076	116,174	118,452	120,931	141,372



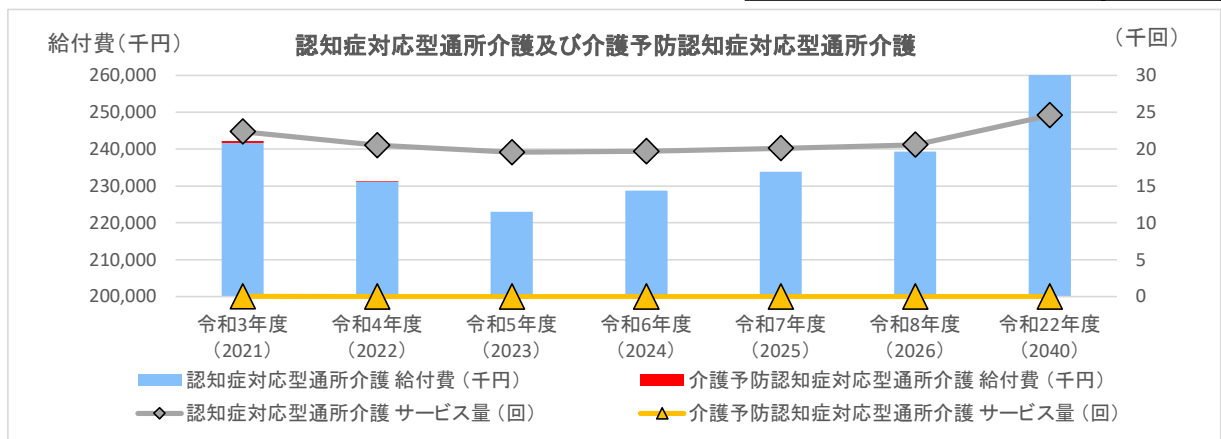
⑤ 認知症対応型通所介護(認知症対応型デイサービス)

認知症の人を対象に、事業所への通所により入浴・食事等の介護や日常生活上の世話、機能訓練を行います。

○認知症対応型通所介護、介護予防認知症対応型通所介護の給付費及びサービス量の推計

(年間)

区 分		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和22年度 (2040)
認知症対応型通所介護	給付費 (千円)	241,695	231,179	222,967	228,747	233,875	239,352	285,310
介護予防認知症対応型通所介護	給付費 (千円)	475	108	0	0	0	0	0
認知症対応型通所介護	サービス量 (回)	22,371	20,521	19,572	19,722	20,118	20,614	24,564
介護予防認知症対応型通所介護	サービス量 (回)	48	12	0	0	0	0	0
合計	給付費 (千円)	242,170	231,287	222,967	228,747	233,875	239,352	285,310
合計	サービス量 (回)	22,419	20,533	19,572	19,722	20,118	20,614	24,564



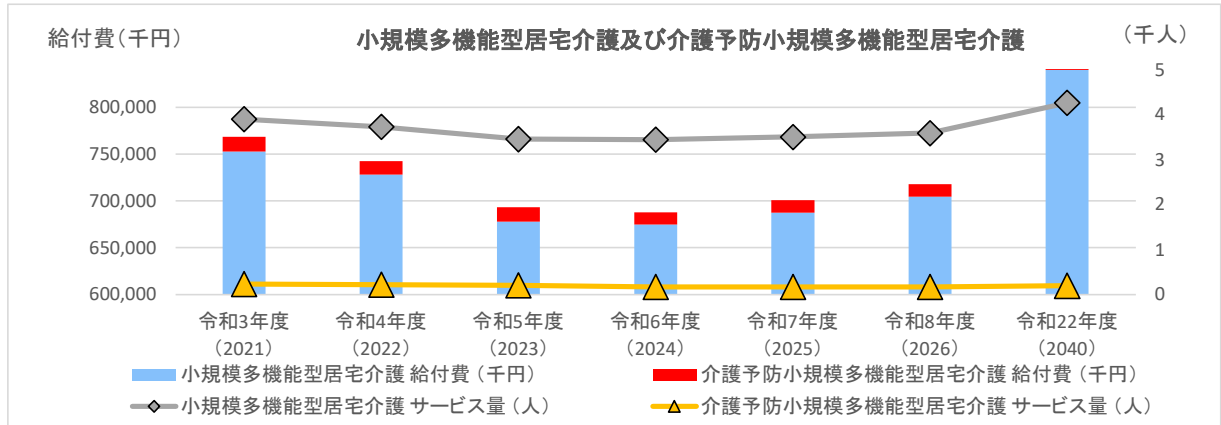
⑥ 小規模多機能型居宅介護

「通い」、「訪問」、「宿泊」のサービスを組み合わせて、入浴・食事等の介護、家事援助、健康状態の確認等日常生活上の世話や機能訓練を行います。

○小規模多機能型居宅介護、介護予防小規模多機能型居宅介護の給付費及びサービス量の推計

(年間)

区 分		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和22年度 (2040)
小規模多機能型居宅介護	給付費 (千円)	752,553	728,128	677,872	674,675	687,577	704,751	839,828
介護予防小規模多機能型居宅介護	給付費 (千円)	15,889	14,151	15,358	13,012	13,028	13,028	15,002
小規模多機能型居宅介護	サービス量 (人)	3,898	3,732	3,456	3,444	3,504	3,588	4,260
介護予防小規模多機能型居宅介護	サービス量 (人)	235	218	204	168	168	168	192
合計	給付費 (千円)	768,442	742,280	693,230	687,687	700,605	717,779	854,830
合計	サービス量 (人)	4,133	3,950	3,660	3,612	3,672	3,756	4,452



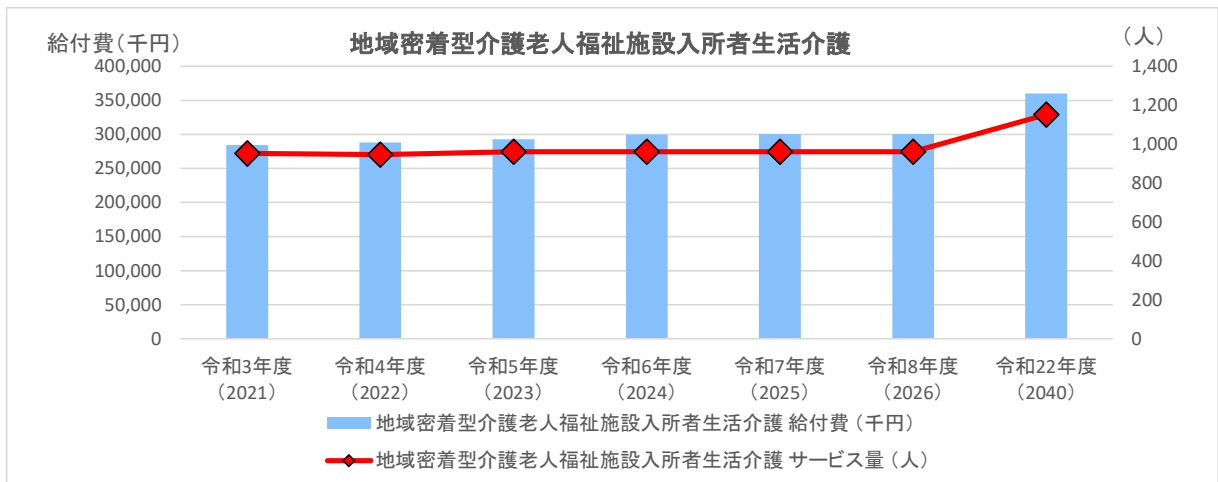
⑦ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（小規模特別養護老人ホーム）

定員が29人以下の小規模な介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)です。

○地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の給付費及びサービス量の推計

(年間)

区 分	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和22年度 (2040)
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 給付費 (千円)	284,347	288,038	292,905	300,040	300,420	300,420	360,038
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 サービス量 (人)	952	946	960	960	960	960	1,152
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 定員 (床)	78	78	78	78	78	78	78



(3) 施設サービス

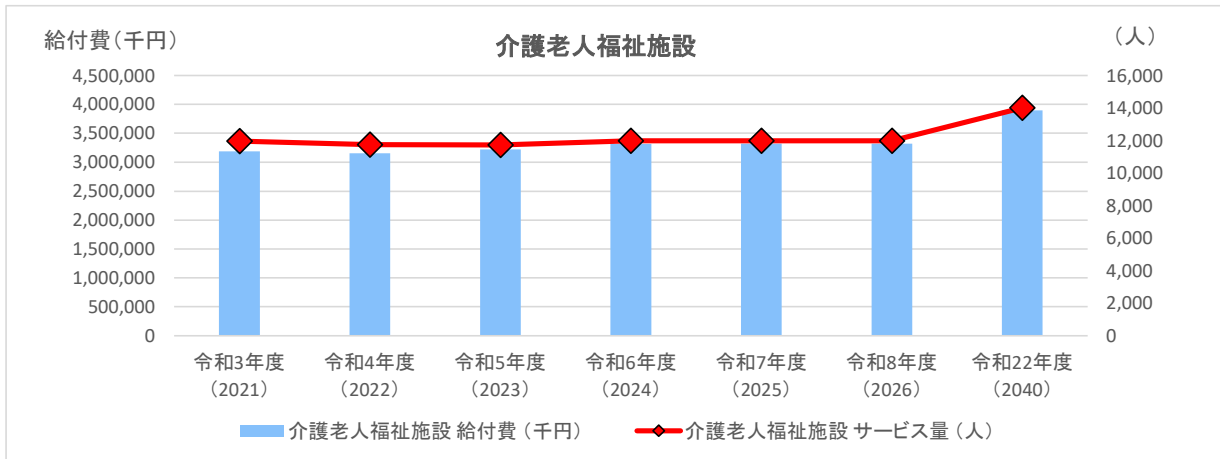
① 介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)

要介護3以上の方を対象に入浴・排せつ・食事等の日常生活上の世話や機能訓練、健康管理等を行います。

○介護老人福祉施設の給付費及びサービス量の推計

(年間)

区 分	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和22年度 (2040)
介護老人福祉施設 給付費 (千円)	3,188,710	3,152,920	3,217,715	3,319,038	3,323,238	3,323,238	3,898,557
介護老人福祉施設 サービス量 (人)	11,973	11,743	11,724	11,976	11,976	11,976	14,016
介護老人福祉施設 定員 (床)	1,010	1,010	1,010	1,010	1,010	1,010	1,010



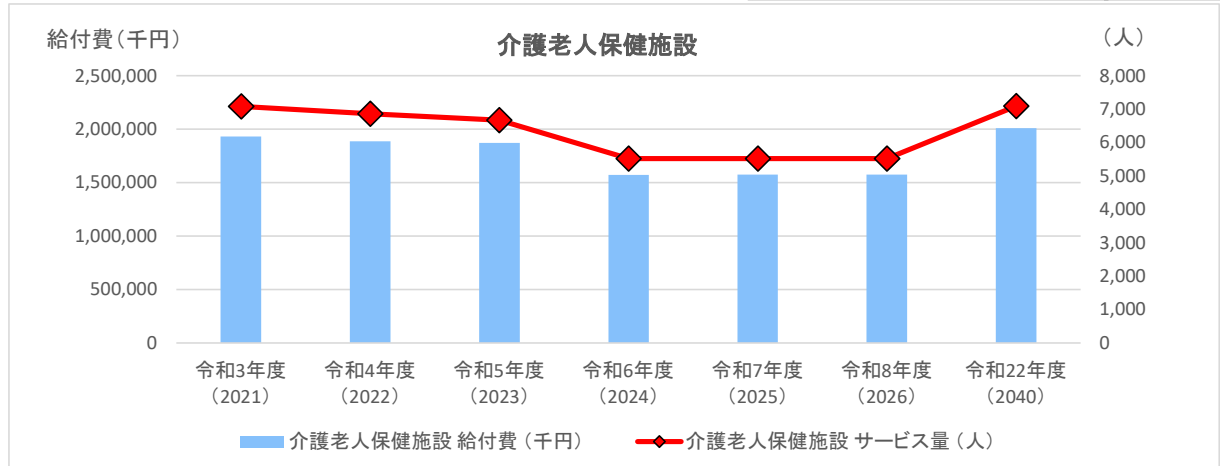
② 介護老人保健施設

- ・ 医療的ケアが必要で病状が安定している方に対して、在宅復帰を目指して医学的な管理のもとリハビリテーションに重点を置いたケアを行います。
- ・ 前計画期間中の介護医療院への転換による減少を見込みます。

○介護老人保健施設の給付費及びサービス量の推計

(年間)

区 分	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和22年度 (2040)
介護老人保健施設 給付費 (千円)	1,932,432	1,886,014	1,871,085	1,571,722	1,573,711	1,573,711	2,008,809
介護老人保健施設 サービス量 (人)	7,087	6,861	6,672	5,520	5,520	5,520	7,092
介護老人保健施設 定員 (床)	654	654	654	564	564	564	564



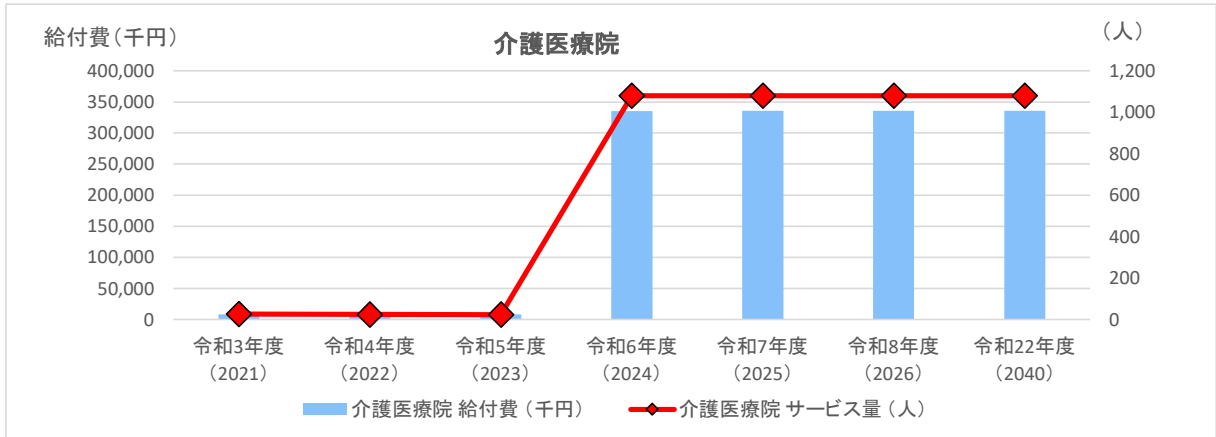
③ 介護医療院

- ・長期にわたり療養が必要な利用者に対し、療養上の管理、看護、医学的管理下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行います。
- ・前計画整備分の増加（介護老人保健施設からの転換分）を見込みます。

○介護医療院の給付費及びサービス量の推計

(年間)

区 分	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和22年度 (2040)
介護医療院 給付費 (千円)	8,714	8,507	8,598	335,584	336,009	336,009	336,009
介護医療院 サービス量 (人)	27	25	24	1,080	1,080	1,080	1,080
介護医療院 定員 (床)	0	0	0	90	90	90	90



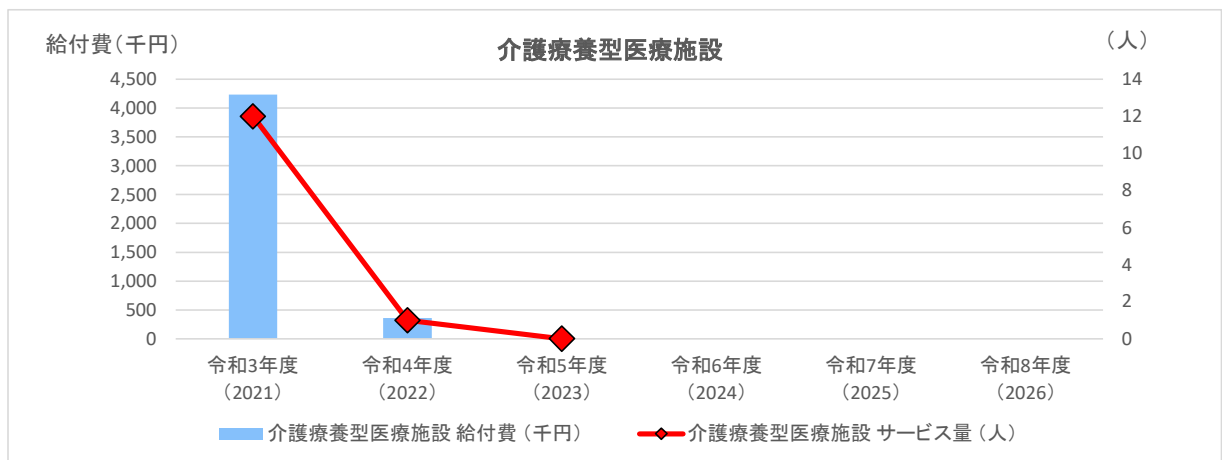
④ 介護療養型医療施設

令和5年度末で設置期限を迎えることから、本計画期間中の見込み量はありません。

○介護療養型医療施設の給付費及びサービス量の推計

(年間)

区 分	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和22年度 (2040)
介護療養型医療施設 給付費 (千円)	4,236	356	0				
介護療養型医療施設 サービス量 (人)	12	1	0				



2 介護サービスの基盤整備目標

本計画期間中には、いわゆる団塊の世代が 75 歳以上となる令和 7 年度(2025)をむかえることを踏まえ、必要な介護サービス量を推計し、介護サービスの基盤の維持・整備を行っていきます。

また、今後の人口構造は、令和 22 年度(2040)に向け現役世代の減少が急速に加速する一方で、要介護認定者数や介護給付費は増加する見込みとなっており、人的資源の制約も考慮しつつ増加する介護ニーズへの対応が必要となります。

しかしながら、本市でも介護職員不足は深刻化してきており、令和 2 年度(2020)から介護人材の確保・定着については重点的に取り組んできましたが、解消の目途が立っておらず、今後も引き続き取組を進める必要があります。

本市では、将来的な介護ニーズを見据えつつ、高齢者が安心して生活を送れる介護サービスの提供体制の構築を目指し、基盤整備を計画的に進めてきましたが、近年は、市内でも有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅の建設が進み、従来の自宅で在宅サービスを受けるか、施設へ入所をするかといった状況に比べ、高齢者が日常生活を送る上での選択肢は多様化してきています。令和 4 年(2022)に実施した「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」でも、要介護状態などで長期の療養が必要になったとき過ごしたい場所として、自宅より介護施設等を望まれる人が上回る結果となっており、家族への負担や身体的な不安などから、安心な暮らしを望まれる人が増えている傾向が伺えます。

本市では、このように高齢者の暮らしが多様化するなかで、安全で安心な生活を送ることができるような介護サービスの提供を目指し基盤の整備を進めます。

本計画期間中の入所・入居を伴う施設整備については、近年の高齢者の住まいの多様化を踏まえ、現在の待機者の状況を分析した結果、新規整備は行わず、在宅生活継続のためのサービス基盤の整備を中心に行うこととします。

特に、高齢者が自宅や高齢者住宅などで安心して生活を送るうえで必要な医療ニーズへの対応ができる介護サービスの基盤整備を推進します。

(1) 施設サービス

市内の介護老人福祉施設の入所申込者は、令和 2 年(2020)には 885 人でしたが、令和 5 年(2023)には 861 人に減少しています。このうち、入所要件の要介護 3 以上で入所の必要性が高い在宅生活者は 241 人であり、令和 2 年(2020)の 299 人から減少している一方で、要介護 3 以上で在宅以外(介護老人保健施設や有料老人ホーム等の入所者)からの申込者数は、令和 2 年(2020)には 468 人でしたが、令和 5 年(2023)には 546 人に増加しています。

また、介護老人福祉施設における年間の新規入所者数は、300 人程度となっており、一定の待機者が存在しているものの、現状及び将来推計においても、利用希望者は概ね定員の枠内に収まっているため、次の理由も踏まえ、介護老人福祉施設の本計画期間中の整備は行わないこととします。

- 現状において、介護老人福祉施設の入所申込者は、他の施設サービスや在宅サービスの利用により、生活が維持できていること。
- 多様な介護ニーズの受け皿となる有料老人ホーム等の増加が見込まれること。
- 介護老人福祉施設は、市外施設の利用も可能であること。

平成 30 年度(2018)に創設された介護医療院は、令和 5 年度(2023)末時点で市内に 90 床を整備しています。本計画期間中は、事業者の意向を踏まえつつ整備に向けた検討を行います。

区分	令和 5 年度(2023) 末の既整備数	第 9 期 整備計画数	定員計	施設数	第 9 期	(※)第 14 期
					令和 8 年度 (2026)推計	令和 22 年度 (2040)推計
介護老人福祉施設	1, 0 1 0 床	0 床	1, 0 1 0 床	1 5	9 9 8 床	1, 1 6 8 床
介護老人保健施設	5 6 4 床	0 床	5 6 4 床	7	4 6 0 床	5 9 1 床
介護医療院	9 0 床	0 床	9 0 床	1	9 0 床	9 0 床

※第 14 期の推計値は、第 10 期以降の整備数を確約するものではありません。

(2) 居住系サービス

特定施設入居者生活介護は、有料老人ホーム、養護老人ホームまたは軽費老人ホーム等の特定施設において入浴・排せつ・食事等の介護サービスが提供される介護サービスであり、市内に 12 施設が指定されています。

また、特定施設入居者生活介護の指定を受けていない住宅型有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅については、近年、建設が進み、26 施設(定員 921 人)が開設しています。

特定施設入居者生活介護の現状及び将来推計においても、定員の枠内に収まっていることから、本計画期間中の整備は行わないこととします。

区分	令和 5 年度(2023) 末の既整備数	第 9 期 整備計画数	定員計	施設数	第 9 期	(※)第 14 期
					令和 8 年度 (2026)推計	令和 22 年度 (2040)推計
特定施設入居者生活介護	5 6 0 床	0 床	5 6 0 床	1 2	3 5 1 床	3 7 5 床

※第 14 期の推計値は、第 10 期以降の整備数を確約するものではありません。

(3) 地域密着型サービス

地域密着型サービスは、要支援や要介護の状態になっても、できる限り住み慣れた自宅や地域での生活が継続できるよう、地域で生活を支えていく介護保険サービスです。

本市では、日常生活圏域にバランス良くサービス提供体制を構築していくため、これまで各圏域に必要な地域密着型サービスの整備を行ってきました。

しかしながら令和 5 年度(2023)に本市が居宅介護支援事業所等を対象に実施した「介護サービスの過不足状況調査」の結果を見ると、各圏域において不足すると回答のあったサービスも

あり、高齢者等が住み慣れた地域での生活を継続するためには、更なる基盤の整備を進めていく必要があります。

また、近年、急性期病床等の入院期間短縮等の影響により、退院後の在宅生活に不安を抱えるケースが増加傾向にあります。退院後も医療的な処置が必要となる高齢者等が安心して在宅で過ごせるよう、医療ニーズの高い高齢者を支える定期巡回・随時対応型訪問介護看護や看護小規模多機能型居宅介護のサービス提供体制を拡充していく必要があります。

これらのサービスは、介護サービスの過不足状況調査結果においても、「不足している」と回答の多かったサービスであり、本計画期間中に定期巡回・随時対応型訪問介護看護及び看護小規模多機能型居宅介護の整備を行います。

【本計画期間中の地域密着型サービス整備目標】

- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 1 か所
- 看護小規模多機能型居宅介護 1 か所

① 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

区分	令和5年度(2023)末の		第9期整備計画数	合計
	既整備数	うち第8期計画期間中の整備数		
事業所数	2	0	1	3

- ・上記理由により、本計画期間中に1か所の整備を行います。整備にあたっては、令和6年度(2024)中に公募により事業者を選定します。

② 看護小規模多機能型居宅介護

区分	令和5年度(2023)末の		第9期整備計画数	合計
	既整備数	うち第8期計画期間中の整備数		
事業所数	1	0	1	2

- ・第8期計画期間中に斐川西圏域でサテライト型事業所1か所の整備を行いました。
- ・上記理由により、本計画期間中に1か所の整備を行います。整備にあたっては、令和6年度(2024)中に公募により事業者を選定します。

③ 認知症対応型共同生活介護

区分	令和5年度(2023)末の		第9期整備計画数	合計
	既整備数	うち第8期計画期間中の整備数		
事業所数	39	2	0	39
定員数	630床	18床	0床	630床

- ・第8期計画期間中には、既存事業所の増床による施設整備を行いました。
- ・事業所における定員に対する入居者数の割合が、9割程度であることから、本計画期間中の整備は行わないこととします。

④ 地域密着型通所介護

区分	令和5年度(2023)末の		第9期整備計画数	合計
	既整備数 (うち休止数)	うち第8期計画期間中の整備数		
事業所数	45 (2)	7	※	45 + α

※市内事業所の今後の休・廃止状況を勘案しながら整備を行います。

⑤ 認知症対応型通所介護

区分	令和5年度(2023)末の		第9期整備計画数	合計
	既整備数 (うち休止数)	うち第8期計画期間中の整備数		
事業所数	10 (1)	0	0	10

- ・第8期計画期間中のサービス量が減少傾向にあるとともに、将来推計についても横ばいで推移していく見込みであるため、本計画期間中の整備は行わないこととします。

⑥ 小規模多機能型居宅介護

区分	令和5年度(2023)末の		第9期整備計画数	合計
	既整備数 (うち休止数)	うち第8期計画期間中 の整備数		
事業所数	16 (1)	0	0	16

- ・事業所における定員に対する登録者数の割合が、8割程度であることから、本計画期間中の整備は行わないこととします。

⑦ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

区分	令和5年度(2023)末の		第9期整備計画数	合計
	既整備数	うち第8期計画期間中 の整備数		
事業所数	3	0	0	3
定員数	78床	0床	0床	78床

- ・将来推計において、概ね定員数の枠内に収まっているため、本計画期間中の整備は行わないこととします。

○日常生活圏域毎の地域密着型サービス事業所数【令和5年(2023)9月末時点】

サービス種類 圏域名		①定期巡回・ 随時対応型 訪問介護看 護	②看護小規 模多機能型 居宅介護	③認知症対 応型共生 活介護	④地域密着 型通所介護	⑤認知症対 応型通所介 護	⑥小規模多 機能型居宅 介護	⑦地域密着型 介護老人福祉 施設入所者生 活介護
1	第一	1	0	3	6	2	1	1
2	第二	0	0	4	7	0	1	0
3	第三	0	0	3	7	1	2	1
4	浜山	0	0	2	5	1	1	0
5	南	0	0	1	4	0	1	0
6	河南	0	0	3	1	2	2	1
7	平田	0	0	5	3	0	1	0
8	旭丘	0	0	1	0	0	1	0
9	光	0	0	3	1	1	1	0
10	佐田	0	0	1	3	0	0	0
11	多伎	0	0	1	0	1	0	0
12	湖陵	0	0	2	1	0	1	0
13	大社	0	0	5	0	0	1	0
14	斐川西	1	1	1	2	0	2	0
15	斐川東	0	0	4	5	2	1	0
合計		2	1	39	45	10	16	3

※上表には、事業の休止中の事業所を含みます。

※旭丘圏域と光圏域は、旧旭丘中学校区と旧光中学校区としています。

3 介護人材の確保・定着に係る施策の推進

本市では、令和2年度(2020)から令和5年度(2023)を介護人材確保・定着施策の集中実施期間に位置づけ、①正規職員の事業所側の採用希望に対する充足率85%以上、②正規職員の1年間の自己都合離職者50人未満を目標に取り組んできました。「令和5年度介護人材の確保・定着に係る施策に関するアンケート調査」では、それぞれ充足率73.2%、自己都合離職者231人と、この目標に達することができず、介護職員の人材不足は厳しい状況が続いています。

市内介護サービス事業所でも、人員不足を理由に休廃止をする事業所や、利用定員まで受入れをせず事業を縮小して行う事業所が目立ってきました。

また、アンケート結果から、各サービス種別ともに正規職員の採用希望に対する充足率は低調に留まっており、非正規職員の採用で補っている状況が続いています。

そのなかでも、訪問系サービスの人材不足は顕著であり、正規職員、非正規職員ともに希望採用数に届かない結果となっています。

全国的にも、訪問介護員の令和4年度(2022)の有効求人倍率は15.53倍となっており、施設職員の3.79倍と比べ、人材確保が困難な状況となっています。

今後、市内の要介護認定者数は令和22年度(2040)頃まで増加する見込みであり、増大する介護ニーズに対応し、制度を維持していくためにも、介護人材の確保は喫緊の課題です。

本市では、平成28年以降、市独自に「介護人材の確保・定着に係るプロジェクト会議」を立ち上げ、①介護業界全体のイメージアップに向けた取組、②介護人材の定着に向けた取組、③介護人材の確保に向けた取組の3つの柱を中心に④介護現場革新を加え、施策を検討してきました。

本計画では、3つの柱に介護現場革新を加えた形は維持しつつも、まずは人材の確保を中心に取組を進めていきます。

特に、訪問介護事業については、他の介護サービス事業とは異なり、従事する職員は資格を有することが求められるため人材不足が顕著であり、訪問介護事業所の人材確保を重点的に進め、市内介護サービスの安定的な供給を目指します。

(1) 介護業界全体のイメージアップに向けた取組

平成29年(2017)に開設したホームページ「IZUMO KAIGO LIVE!」に、介護サービス事業所で働く職員へのインタビューや市内介護サービス事業所の紹介等の様々な情報を掲載し、介護という仕事の魅力発信を継続的に進めていきます。

(2) 介護人材の定着に向けた取組

介護職員の離職防止を目指し、職員がモチベーションを持って働けるよう、スキルアップに繋がられる研修会や、同じ悩みを持つ職員同士がお互いに意見を交換できるような交流の場を提供し、介護職員の定着を図ります。

(3) 介護人材の確保に向けた取組

中長期的な介護人材の確保を目的に、中学生向けの基礎的講座の取組を中心に、若年層の将来的な人材確保を目指します。

一方で、喫緊に迫る介護人材不足を回避するため、これまでの取組に加え、外国人材の確保や新規就労者への支援など多様な介護人材の確保に向けた取組を行います。

① 訪問介護員の確保に向けた支援

ほとんどの介護サービス事業所では、介護員として就労する場合に資格を必要としていませんが、訪問介護については、有資格者でないと就労ができないことから、人材不足が加速している実態があるため、重点的な取組を行います。

② 外国人材の雇用推進

市で行ったアンケート調査でも、外国人材を雇用する事業者は増加傾向にあり、技能実習生だけでなく、留学生が介護福祉士の資格を取得し就労するなど、雇用形態も多様化しています。市でも外国人材の活用に向けた支援策を検討します。

(4) 介護現場革新

質の高い安定した介護サービスを提供していくためには、利用者を支える介護人材の確保及び資質の向上並びに職場環境の改善、業務の効率化を図っていく必要があります。

そのため、本市では介護サービス事業所等における介護現場の革新を支援していきます。

① 介護ロボットやICT活用による職場環境改善の推進

介護人材不足の状況が続くなか、介護職員の身体的負担の軽減や業務の効率化を図るため、国において介護ロボットやICT導入について推奨されており、導入にあたって支援策が講じられています。

しかしながら、市内事業所においては、「令和5年度介護人材の確保・定着に係る施策に関するアンケート調査」の回答では、介護ロボット、ICTのいずれかを導入している事業所は48%に留まっており、約半数の事業所で導入されていない結果となっています。

このことから、本市でも、介護現場へのテクノロジーの導入を推奨し、県で実施される介護ロボット等の導入経費の助成制度等の支援策について、広報や啓発を行っていきます。

② 文書負担軽減の取組

介護分野の文書作成など、介護現場の事務作業量を軽減するため、国保中央会において構築された「ケアプランデータ連携システム」の普及啓発や、「電子申請・届出システム」の導入を進め、申請手続き等の簡素化・標準化を行い、業務の効率化を図ります。

③ 介護現場の業務仕分け

介護現場において、介護福祉士等の専門職が身体介護を中心とした利用者へのケアに特化できる環境整備を推進するため、事業所内での業務仕分けにより役割分担を明確化し、ベッドメイキングや食事の配膳等の業務を担う介護助手を輩出していきます。

4 介護サービスの質の確保と介護給付の適正化

介護サービスを必要としている人が、公平かつ質の高いサービスを受けられるよう、介護サービスの質の確保と介護給付の適正化を図るため、本市では、事業者による評価や介護サービス事業者への指導監督を徹底し、介護サービス相談員派遣事業の対象施設の拡充を行うとともに、介護給付適正化事業を更に推進していきます。

(1) 運営推進会議等による地域との連携推進

地域密着型サービスは、要支援や要介護の状態になっても、できる限り住み慣れた自宅や地域での生活が継続できるよう、地域で生活を支えていく介護保険サービスです。

そのため、地域密着型サービス事業者は、地域に開かれたサービスとなるよう、利用者やその家族、地域住民の代表者、市や高齢者あんしん支援センターの職員等で構成される「運営推進会議」(定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は「介護・医療連携推進会議」)を設置し、基準に定められた頻度で事業所ごとに開催することとなっています。

地域密着型サービス事業者は、運営推進会議等において、提供するサービス内容や取組状況等を明らかにすることにより、地域に開かれた事業所となることで、サービスの質の確保・向上を図っていきます。

運営推進会議等の開催は、事業所が地域に認知されるとともに、地域との連携を推進できる貴重な機会でもあるため、本市では、全ての事業所が決められた頻度で開催するよう、指導を行っていきます。

(2) 第三者評価（外部評価）の実施

介護サービス事業者は、利用者の要介護状態等の軽減又は悪化の防止に資するよう、介護サービスの目標を設定し、計画的にサービスを実施するとともに、自らその提供するサービスの質の評価を行い、常に改善を図ることとされています。

地域密着型サービスのうち、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護及び看護小規模多機能型居宅介護事業者は、介護サービスの質の向上と改善を図るため、少なくとも年1回は自己評価を行い、運営推進会議等を活用した第三者評価の実施及び結果の公表を行うこととなっています。

また、認知症対応型共同生活介護事業者は、自己評価及び県が指定する外部評価機関による外部評価の実施並びに結果の公表を行い、常に自らのサービスの質の改善を図っていくこととされています。

これら第三者評価（外部評価）の結果については、各事業所内やホームページ等で公表するほか、市役所高齢者福祉課及び高齢者あんしん支援センターにおいて情報公開を行っています。

第三者評価（外部評価）の実施は、事業所の取組、課題及び改善策の検討を管理者が中心となって行い、それを従業者が共有し、第三者からの評価を受ける貴重な機会です。また、評価

結果は、利用者やご家族が事業所選択のために活用できることから、引き続き事業者において第三者評価（外部評価）を有効的に実施されるよう指導を行っていきます。

（３）介護サービス相談員派遣事業

介護サービス相談員派遣事業は、介護サービス相談員を介護サービス事業所等に派遣し、利用者の相談に応じ、利用者の疑問や不満、不安の解消を図るとともに、事業所等における介護保険サービスの質の向上や利用者の自立した日常生活の実現を図るため実施しています。

本市では、これまで介護保険法上の指定を受けた施設・事業所及び特定施設入居者生活介護を提供していない有料老人ホームも対象に２か月から４か月に１回の頻度（令和４年度（2022）：延べ 359 施設／年）で相談員の派遣を実施してきました。今後は、訪問施設での好事例等の周知や相談員の対応力強化のための研修を実施する予定です。

（４）介護現場の安全性の確保及びリスクマネジメントの推進

介護サービス事業所等でのサービス提供時に発生した事故については、本市の「事故発生時の連絡及び報告に関する取扱要綱」に基づき、速やかな連絡と報告を義務付けています。

市内の多くの事業所においては、ヒヤリ・ハット報告をルール化し、職員間で共有するなど、事故を未然に防止する取組が行われていますが、本市が受ける事故報告件数は、令和３年度（2021）に 210 件、令和４年度（2022）に 252 件と毎年 200 件を超える報告があり、なかには死亡事故や重症化したケースもあります。

こうしたことから、特に死亡等の重大な事故が発生した場合には、現地調査をし、再発防止に向けた改善方法等の確認を行い、対象事業所に対して改善を求めています。

また、実際に報告を受けた事故の事例から、事故発生時、その後の対応及び再発防止に向けた取組の好事例や事故報告の分析結果を全事業所に情報提供し、注意喚起を行っていきます。

（５）介護給付の適正化に向けた取組

国において給付費適正化主要事業が５事業から３事業に再編され、「住宅改修・福祉用具の点検」は「ケアプラン点検」に統合、「介護給付費通知」は任意事業となりますが、本市では各事業の事業効果を検証した上で、見直しを行います。

本市の介護給付の適正化については、介護サービスの利用者が真に必要な良質なサービス提供と持続可能な介護保険制度の構築のため、不適切な介護サービスや過剰な給付の削減に努めた取組を進めています。

具体的には、令和２年度（2020）から主任ケアマネジャーを配置し取り組んでいる「ケアプラン点検」を重点に実施するなど、サービス提供の質の向上を図ります。

① 要介護認定の適正化

要介護認定に係る認定調査内容について、引き続き、認定調査結果の点検を専門で行う介

護認定審査会事務員を配置し、認定審査会に向け適正な資料作成を行います。

また、要介護認定の平準化・適正化を図るため、定期的に認定調査員向けの研修を行うとともに、認定審査会の委員を対象とした研修を行います。

② ケアプラン点検

居宅介護支援事業所のケアマネジャーが作成したケアプランが、利用者の自立支援に資する適切なものとなるよう、市に配置したケアマネジャーとともにケアプラン点検を実施し、居宅介護支援事業所のケアマネジャーの気づきを促し、ケアマネジメントとサービスの質の向上を支援します。また、介護給付適正化支援システムを活用し、サービス付き高齢者向け住宅や有料老人ホーム等の入居者に焦点を当てたケアプラン等の点検を実施します。

③ 住宅改修・福祉用具の点検

本市では、リハビリテーション専門職の協力を得て、令和4年度(2022)から住宅改修費の点検、令和5年度(2023)から福祉用具貸与の点検に取り組んでいます。

申請内容や給付実績から、内容に疑義があるものを抽出し、リハビリテーション専門職同行で現地に出向き実地点検を行います。

令和4年度(2022)に市内の居宅介護支援事業所に対して実施した、「住宅改修についてのアンケート調査」では、ケアマネジャーからの回答の中に、「リハビリ専門職からのアドバイスを受けたい。」との意見がみられたため、点検調査に加えて、改修工事前にリハビリ専門職からの助言をする仕組みも取り入れていきます。

ア 住宅改修の点検

事前申請の提出を受け、改修工事の内容に疑義があり、申請書類等では判断が難しい工事について、改修工事实施前にリハビリテーション専門職とともに申請者宅を訪問し点検を行い、不要な改修工事や、保険給付外の工事については見直しを求める。

イ 福祉用具の点検

給付実績から抽出した対象者の福祉用具の貸与について、介護保険における給付の対象として適切かどうかを、リハビリテーション専門職とともに利用者宅を訪問し実地点検及び評価を行う。不要な用具貸与については見直しを求める。

ウ 住宅改修の助言

事前申請前に、リハビリテーション専門職の関与がない改修のうち、ケアマネジャーからリハビリテーション専門職による助言を希望する改修工事について、リハビリテーション専門職が対象者宅を訪問し、助言を行う。

④ 縦覧点検・医療情報との突合

介護報酬請求の適正化を図るため、縦覧点検及び医療情報との突合を実施します。

ア 縦覧点検

受給者ごとに複数月にまたがる介護報酬の支払い状況等を確認し、提供されたサービ

スの整合性、算定回数・算定日数等の点検を行い、請求内容の誤り等を是正します。

※「介護給付適正化支援システム」による給付適正化の取組

令和3年度において、介護給付適正化支援システムを導入し、給付適正化に向けた取組を図っています。不適切なサービスや過剰な給付の削減に努めるため、本システムを活用して適正チェックを行っています。

イ 医療情報との突合

受給者の後期高齢者医療や国民健康保険の入院情報と介護保険の給付情報を突合し、給付日数や提供されたサービスの整合性の点検を行い、医療と介護の重複請求の排除等を図ります。

⑤ 介護給付費通知

本市では、介護サービス受給者に対して、介護給付費の額やサービス内容等の実績を通知しています。自ら受けているサービスを改めて確認していただくことで、不正請求の防止や利用者自身のコスト意識の啓発につなげ、介護給付の適正化を図ります。

○適正化事業の実施目標

事業内容	実施方法	実施目標
①要介護認定の適正化	認定調査結果の点検	全件実施
	認定調査員向け研修の実施	年1回実施
	認定審査委員向け研修の実施	
②ケアプラン点検	運営指導時及び来庁方式による実施	年100件
③住宅改修・福祉用具の点検	住宅改修利用者に対する訪問調査	年5件
	福祉用具利用者に対する訪問調査	年5件
	住宅改修申請者に対する助言	年10件
④縦覧点検・医療情報との突合	縦覧点検	全件実施
	医療情報との突合	
⑤介護給付費通知	給付費通知の発送	年2回発送

(6) 介護サービス事業者に対する指導監督の徹底

介護サービス事業者に対する指導監督については、高齢者の尊厳を保持し、良質なケアが提供される体制を継続させること及び高齢者への虐待を防止することにより、介護保険制度への信頼性を維持し、制度の持続性を高めるための重要な役割を担っています。

介護保険制度は、平成12年(2000)4月に創設されてから24年が経過しました。全国的にサービス利用者は、制度創設時の3倍を超え、介護サービス事業所数も着実に増加してきており、本市でも400を超える事業所が指定を受け、各種介護サービスを提供しています。

本市では、介護サービスを提供する施設・事業所（地域密着型サービス・居宅介護支援）に

おける介護サービスの質の確保及び介護給付の適正化を図るため、運営指導及び集団指導の実施により、事業者への指導監督を徹底します。

また、利用者が安心してサービスを利用できるよう、市において苦情等の相談ができる体制を確保し、関係機関との連携により、迅速かつ的確な対応を行います。

① 運営指導の実施

各事業所における利用者の生活実態、サービスの提供状況、報酬基準の適合状況等を直接確認しながら事業者の気づきを促すなど、より良いケアの実現及び保険給付の適正化を図るため、事業所の指定の有効期間内（6年）に1回以上行います。

なお、実施にあたっては、国が示す「介護保険施設等指導指針」に基づき、特段の事情がない限り標準確認項目以外の項目は行わないものとし、標準確認文書以外の文書は原則求めないなど、文書削減により事業者の負担軽減に努めます。

② 集団指導の実施

事業者が適正なサービス提供を行うために遵守すべき制度内容の周知徹底を図るため、所管する全ての事業者を対象に年1回実施します。実施にあたっては、運営指導等において指摘の多かった事項について、事業者に注意喚起を行い、不正事案の発生の未然防止につなげます。

(7) サービス事業者経営情報の調査及び分析

介護サービス事業者は公的な介護保険制度のもとで運営しているため、事業者の実態を踏まえた介護サービス提供体制の構築や、介護従事者等の処遇改善の適正化に向けた検討を進めることを目的として、財務状況の見える化が進められます。

事業者が、都道府県に届ける経営情報について、国でデータベース化し経営情報の分析結果を公表することが検討されているため、本市でも経営データを用いた情報分析や施策の検討をします。

(8) 自立支援・重度化防止に向けた取組

高齢化が進展するなか、地域包括ケアシステムを推進するとともに、介護保険制度の持続可能性を維持するためには、地域課題の抽出、分析を行い、高齢者がその有する能力に応じた自立した生活を送れるための取組を進めていくことが必要です。

高齢者の自立支援・重度化防止を図るうえで、利用者とサービス事業者双方の状況が把握できるケアマネジャーは、重要な役割を担っています。また、地域包括ケアシステムの一層の推進が求められるなか、医療・介護の連携を推進していくうえでも、要の存在です。

本市では、ケアマネジャーがその役割を効果的に果たしながら質の高いケアマネジメントを実現し、高齢者の自立支援・重度化防止を進めるため、次の取組を行います。

- ① 本市のケアマネジメントに関する基本方針の標ぼう
- ② ケアマネマニュアル（出雲市版）の作成・更新
- ③ 包括的・継続的ケアマネジメント支援（研修会の開催）
- ④ 地域ケア個別会議の開催
- ⑤ 主任ケアマネジャーミーティング支援

5 出雲市独自のサービス

本市では、地域包括ケアシステムを推進していくため、在宅生活を支援する市独自のサービスを実施しています。各サービスを検証するにあたり、利用者又は対象事業者に対しアンケート調査を実施しました。この調査結果や実績等を踏まえ、介護保険運営協議会において事業の点検及び評価を行った結果、本計画期間中においても次のとおり実施することとしました。

(1) 老老介護支援事業【継続】

要介護1以上でひとり暮らしの人及び要介護1以上の人を介護している65歳以上の高齢者世帯に対し、生活支援サービス利用券を交付し、日常生活上の家事援助等の生活支援サービスの利用を助成することにより介護者等の介護負担の軽減、要介護者の在宅生活の継続を支援します。(平成22年(2010)10月から実施)

① 対象者 ※平成30年度から対象拡大(要介護3以上⇒要介護1以上)

出雲市に在住の次の要件をすべて満たす世帯

ア 65歳以上のみの世帯(独居を含む)

イ 世帯全員が住民税非課税

ウ 要介護1以上の世帯員がいる

(施設入所や長期入院等は対象外)

② 支給金額・枚数(1世帯あたり)

上限36,000円分/年(500円券×72枚)

※支給要件に該当する期間に応じた枚数を一括支給する。

③ 利用できるサービス(介護保険給付対象外のサービス)

ア 家事支援(調理・買物代行・掃除・片付け・除草・剪定・除雪 など)

イ 家屋の修繕等(障子や襖の張替え、エアコンクリーニング、家屋内外の小修繕 など)

ウ 通院介助等(通院や買物の付添い料金)

④ サービス提供事業者

41事業者(令和6年(2024)3月1日現在)

※申請のあった事業者で、本市がサービス提供事業者として指定している事業者

⑤ 事業費推計

(単位:世帯、千円)

年 度	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
交付世帯数	645	847	900	930	960	990
事業費	11,767	15,540	16,800	17,600	18,400	19,100

財源:第1号被保険者の保険料(保健福祉事業)、保険者機能強化推進交付金

※令和5年度(2023)は見込値

(2) 居宅サービス費区分支給限度基準額拡大事業【継続】

在宅で生活する要介護3以上の要介護者で、区分支給限度基準額枠内ではニーズに対応した在宅サービスの必要量を確保できない対象者に対して、市独自に区分支給限度基準額を超えて利用できる拡大枠を設け、利用者の在宅生活の安定と継続を支援します。

在宅生活を行うために支給限度基準額を超えてサービスが必要と認められる利用者は、区分支給限度基準額の1.3倍までサービスを利用することが可能になり、基準額を超えた部分については、3割の自己負担で利用することができます。

- ① 対象者 要介護3以上の人（所得制限等あり）
- ② 利用上限 区分支給限度基準額の1.3倍
- ③ 支給額 区分支給限度基準額超過分の7割

【区分支給限度基準額】

在宅で1か月間に利用できる介護サービス利用料金の上限額で、介護度別に設定されています。なお、本事業を利用せずに区分支給限度基準額を超えてサービスを利用する場合は、原則、超えた部分については、10割の自己負担となります。

④ 事業費推計

(単位：人、千円)

年 度	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
利用者数	3	1	5	5	5	5
事業費	162	15	2,500	2,500	2,500	2,500

財源：第1号被保険者の保険料（市町村特別給付）、保険者機能強化推進交付金

※令和5年度(2023)は見込値

(3) 認知症グループホーム利用者負担軽減事業【継続】

認知症グループホーム利用者の負担軽減を図るため、利用者の所得等の状況に応じて、事業者が居住費（家賃・光熱水費）を軽減し、その減額分を市が助成します。

① 対象者 出雲市内の認知症グループホーム利用者

② 軽減額

負担段階	負担軽減の対象者	月の軽減額 (日割額)
第1段階	・世帯全員が住民税非課税で、老齢福祉年金を受給されている人 ・生活保護を受給されている人	12,000円 (400円)
第2段階	・世帯全員が住民税非課税で、本人の合計所得金額と課税年金収入額等の合計が年額80万円以下の人	10,000円 (330円)
第3段階	・世帯全員が住民税非課税で、本人の合計所得金額と課税年金収入額等の合計が年額80万円を超える人	8,000円 (270円)

③ 事業費推計

(単位：人、千円)

年 度	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
利用者数 (1月あたり)	294	320	330	339	339	339
事業費	29,918	30,776	33,500	35,760	35,760	35,760

財源：第1号被保険者の保険料（市町村特別給付）、保険者機能強化推進交付金

※令和5年度(2023)は見込値

(4) (看護) 小規模多機能型居宅介護の独自報酬【内容変更】

小規模多機能型居宅介護は、通い・訪問・泊まりを組み合わせたサービスを月額 of 包括料金で提供するサービスであり、利用者に対して充実したサービスを提供した場合でも、介護報酬額に反映されないことから、本市において加算方式の独自報酬を設定しています。

本市では、平成25年度(2013)に独自報酬制度を創設しており、平成30年度(2018)以降、3年ごとに、加算項目の追加や一部算定基準の拡充・見直しを行っています。事業所のニーズに即した算定要件に改めることで、市独自報酬制度として定着してきました。また、令和3年度(2021)から医療依存度の高い要介護者等が利用する看護小規模多機能型居宅介護についても、本制度の対象としています。

しかしながら、現行制度のなかでも算定実績の少ない加算項目があることから、本計画期間

中においては、一部の加算について要件を見直すこととします。

① 対象者 市内の小規模多機能型居宅介護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所

② 加算額 (10 円/単位)

区分	算定要件	単位数	種別
加算Ⅰ (人員体制)	日中の時間帯において、人員配置基準上必要な介護従業者の数に、常勤換算方法で1を加えた数以上の介護従業者を配置している場合に算定する。	200 単位/月	体制 加算
加算Ⅱ (認知症)	認知症高齢者等の日常生活自立度Ⅱの要介護利用者（認知症加算対象者を除く。）を受け入れている場合に算定する。	200 単位/月	対象者 加算
加算Ⅳ (独居)	独居の利用者に対して、サービスの提供を行っている場合に算定する。ただし、当該（看護）小規模多機能型居宅介護事業所の所在する建物と同一の敷地に居住する利用者については算定しない。また、宿泊サービスの利用日数がその月において15日以上である月については、算定しない。なお、利用者以外の全世帯員が要介護3以上の場合は、独居に準ずるとして算定が可能。	200 単位/月	対象者 加算
【変更】 加算Ⅴ (提供回数)	要件① 1月60回以上(2月においては56回以上)の訪問サービスを提供する利用者を受け入れている場合に算定する。ただし、当該（看護）小規模多機能型居宅介護事業所と同一建物に居住する利用者に対する訪問サービスは対象としない。 要件② 要介護1又は要介護2の利用者で、 <u>通いサービスと訪問サービスの回数を併せて週平均10回以上提供している。</u> ただし、当該（看護）小規模多機能型居宅介護事業所と同一建物に居住する利用者に対する訪問サービスは対象としない。	要件①又は② のどちらかを 満たす場合 200 単位/月 (どちらも満たす場合でも 200 単位/月)	対象者 加算
【変更】 加算Ⅵ (要介護度)	要件① 適切な（看護）小規模多機能型居宅介護計画に基づき提供されたサービスにより、利用者の要介護度区分が改善した場合（利用開始後6か月を経過した後）に算定する。 要件② 要介護1又は要介護2の利用者で <u>適切な（看護）小規模多機能型居宅介護計画に基づき提供されたサービスにより、利用者の要介護度区分を維持した場合（利用開始後6か月を経過した後）に算定する。</u>	要件①を満たす場合 200 単位/月 要件②を満たす場合 100 単位/月	対象者 加算

※体制加算：事業所の登録者全員について算定する加算

※対象者加算：該当する登録者のみについて算定する加算

※1人あたりの最大加算合計は1,000単位（法定上限は1,000単位）

③ 令和6年度(2024)以降の変更内容

加算V及び加算VIの要件の拡充

加算V及び加算VIについては、サービス提供頻度に対して介護報酬の単位が低めに設定されている要介護1又は要介護2の利用者への手厚いサービスを行っていることに対する評価として要件を拡充します。

ア 加算V（提供回数）

【理由】従来からの算定要件である要件①については、1日2回訪問を行った場合でも月の日数が少ないため算定できていなかった2月についても算定可能となるよう、2月においては56回以上とします。

要件②については、サービス提供頻度に対して介護報酬の単位が低めに設定されている要介護1又は要介護2の利用者への手厚いサービスを行っていることに対する評価として算定要件を拡充します。

イ 加算VI（要介護度）

【理由】令和3年度(2021)に加算項目を新設しましたが、算定事業所数・実績ともに少なかったため算定要件の見直しを図ります。従来の要件①に加え、新たに要件②として要介護1又は要介護2の利用者が（看護）小規模多機能型居宅介護を利用したことで要介護度を維持した場合についても算定可能となるよう拡充します。

④ 事業費推計

（単位：人、千円）

年 度	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
実利用者数	224	228	230	232	232	232
延件数	2,305	2,261	2,364	4,579	4,579	4,579
事業費	4,465	4,385	4,465	9,158	9,158	9,158

※令和5年度(2023)は見込値

6 自然災害・感染症対策に係る体制整備

今日では、高齢者が安全で安心な生活を送るために、介護サービスは欠かせないものとなっており、災害の発生や感染症の流行があった場合も、安定的・継続的にサービス提供を行える体制を整備することが重要です。

近年は、気候変動の影響により豪雨や長雨が多発することによる避難指示等の増加、新型コロナウイルス感染症をはじめとする感染症の流行と、高齢者の日常生活を取り巻く環境は変化してきています。

このため、日頃から災害発生時や感染症流行時に備えた体制整備や業務継続に向けた取組を進めていくことが必要です。

(1) 介護サービス事業所等における取組

① 感染症対策の強化

新型コロナウイルス感染症については、令和5年(2023)5月8日から「5類感染症」となりましたが、高齢者の重度化リスク対策や新たな感染症の発生に備え、介護サービス事業所等では感染症対策の強化が必要です。

介護サービス事業者には、感染症の発生及びまん延等に関する取組の徹底を求める観点から、以下の取組が義務づけられています。

- ア 感染症の予防とまん延防止のための対策を検討する感染対策委員会の設置
- イ 平常時の対策及び発生時の対応を規定した指針の整備
- ウ 定期的な研修及び訓練(シュミレーション)の実施

② 業務継続に向けた取組の強化

介護サービス事業所等では、災害の発生や感染症が流行した場合においても、必要なサービスを継続して提供していくことが求められており、全ての介護サービス事業所等には「業務継続に向けた計画(BCP)」の策定等が義務づけられています。

介護サービス事業所等においては、要支援者・配慮者が多く利用していることから、災害時等であってもサービス提供が維持できるような体制を整備しておく必要があります。

そのためには、介護サービス事業所等の事業継続に必要な事項を定める業務継続計画(BCP)を策定し、日頃から研修、訓練を行うことが重要です。

③ 災害への地域と連携した対応の強化

災害への対応においては、地域との連携が不可欠であることを踏まえ、非常災害対策(計画策定、関係機関との連携体制の確保、避難等訓練の実施等)が求められる介護サービス事業者は、訓練の実施に当たっては地域住民の参加が得られるよう連携強化に努める必要があります。

(2) 出雲市の取組

本市では、高齢者など災害時に自ら避難することが難しく支援が必要な方への個別避難計画の作成支援や、要配慮者の避難ができる福祉避難所の確保に取り組めます。

また、災害時等の介護サービス事業所等の取組の支援するため、防災や感染症対策についての周知啓発、研修を実施するとともに、関係団体と協力し必要な衛生用品等の物資の備蓄や応援体制の確保に努めます。

① 避難プラン（個別避難計画）作成

災害時には、高齢者など自ら避難することが難しく支援が必要な方の生命・身体を災害から守る必要があります。

本市では、高齢者や障がいのある方など、自力での避難が困難であり、避難に支援が必要な方「避難行動要支援者」の避難の支援や、安否の確認等のため、災害対策基本法に基づき、「避難行動要支援者名簿」の作成及び共有並びに「避難プラン（個別避難計画）」の作成をしています。

避難プランの作成は、地区災害対策本部を中心に、居宅介護支援専門員の協力を得て作成を進めます。

② 福祉避難所の確保

災害時においては、避難所が開設されますが、高齢者等で一般の避難所での避難生活が困難な高齢者等が避難することができる福祉避難所の開設や運営方法について見直しを進めます。

③ 衛生用品等の備蓄

介護サービス施設・事業所では、感染症発生時には、サージカルマスク、フェイスシールド、医療用ガウン等、業務を継続するための衛生用品が必要となります。各事業所等においても必要な衛生用品を確保していただきますが、本市においても感染症発生時に備えた衛生用品の備蓄を行います。

④ 災害・感染症に関する研修会の実施

介護サービス事業所等職員を対象に、災害や感染症に関する研修会を開催します。

災害時等の対応に加え、各計画の見直しや研修、訓練の進め方などの研修を行い、事業所の支援をします。